

「第1回 RD最終処分場問題連絡協議会」の概要

日 時：平成25年 5月28日(火) 19:00～21:30

場 所：栗東市コミュニティセンター治田東 大会議室

出席者：(滋賀県) 堺井琵琶湖環境部長、中村技監、北村最終処分場特別対策室長、中島参事、松村副主幹、平井副主幹、秦副主幹、白井主査、末次主任主事、川端主任技師、脇阪技師

コンサル 3名

(栗東市) 竹内環境経済部長、井上環境政策課長、太田産業廃棄物対策室長、川端主事

(自治会) 赤坂、小野、上向、日吉が丘、栗東ニューハイツの各自治会から計 28人(北尾団地：欠席)

(市会議員) 田村議員

(マスコミ) 2社

(傍聴) 1人

(出席者数 50名)

司会(滋賀県): 皆さん、こんばんは。それでは定刻となりましたので、ただいまから第1回目となります旧RD最終処分場問題に係ります周辺6自治会と栗東市と県との連絡協議会、今は仮称でございますけれども、こちらの協議会を始めさせていただきたいと思っております。

それでは話し合いに当たりまして、琵琶湖環境部長の堺井から御挨拶申し上げます。

堺井部長(滋賀県): 皆さん、こんばんは。この4月から滋賀県の琵琶湖環境部長を務めております堺井でございます。昨年度の北村部長に引き続きまして、どうぞよろしく願いいたします。

本日は皆さん大変お忙しい中、また、家族で団らんの時間であるにもかかわらず、御出席をいただきましてありがとうございます。

今回は、仮称、RD最終処分場問題連絡協議会ということで御案内をさせていただいております。本日、皆様方の御了解をいただきまして、第1回目の連絡協議会ということでスタートをさせていただきたいと、そのように存じます。

昨年度は皆様の御理解と御協力をいただきまして、また、環境大臣の同意を得て、一次対策工事に着手することができました。本日また御報告をさせていただきますが、3月までに廃棄物土約1万立方メートルを掘削し、特別管理産業廃棄物相当物や医療系廃棄物、ドラム缶等、合わせて1,556トンを場外搬出し、適正に処分いたしました。また、浸透水揚水井戸も2基設置して、2月からは水処理施設を24時間稼働させまして、地下水汚染の拡散軽減を図っているところでございます。

一次対策工事につきましては、工事前、工事中とも周辺自治会の皆様のさまざまな御意見をいただきまして、御理解、御協力を得ながら順調に進めることができましたこと

に對しまして、本日改めてお礼を申し上げます。

また、昨年10月には皆様と二次対策工事の協定書を締結させていただきましたので、実施計画変更案について環境省と協議を進めておりました。去る3月26日に大臣の同意が得られましたので、今年度から二次対策工事に着手すべく準備を進めているところでございます。

御承知のとおり、二次対策工事は規模も大きゅうございます。また、長期間にわたるものでございますので、臭気や騒音等の周辺環境対策には、これまで以上に慎重に取り組んでいく必要があると考えております。また、大規模な掘削に伴いまして、廃棄物土層を大きく改変することから、また、工事の影響や有効性を確認するためにも、浸透水と地下水のモニタリングをしっかりとやっていくことが重要であると考えております。

この連絡協議会は、こうしたことにつきまして皆様と情報を共有し、意見交換を行うことで、二次対策工事を実効あるものにしていくものというふうに考えております。

どうかこの会議が実りあるものとなりますよう御協力をお願い申し上げます、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会：それでは、初めにお断りさせていただきます。この協議会は周辺6自治会の皆様と県・市との間で旧RD最終処分場問題に関わる情報を共有し、意見交換を行う場ですので、傍聴の皆様方からの御発言は受けないことといたします。よろしくお願いいたします。

また、会場の使用の関係で、最終21時30分までとさせていただきますことも、よろしくお願いいたします。

また、本日20時ごろからと聞いておりますが、このコミュニティセンターでバンドの練習をされる方がいらっしゃいますので、少し音がすることがございますけども、どうか御了承いただきますようお願いいたします。

今年度最初の会議でございますので、RD事案を担当いたします県職員を紹介させていただきます。堺井部長のほうからよろしくお願いいたします。

部長：改めまして、琵琶湖環境部長の堺井です。どうぞよろしくお願いいたします。

中村技監（滋賀県）：皆様とお話し合いをさせていただいて4年目になりました技監の中村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

北村室長（滋賀県）：この4月から最終処分場特別対策室長をやっております北村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

中島参事（滋賀県）：同じく参事の中島でございます。資料配付でちょっといろいろ不手際がございまして、誠に申しわけございませんでした。今後ともよろしくお願いいたします。

平井副主幹（滋賀県）：平井と申します。昨年に引き続きましてよろしくお願いいたします。

秦副主幹（滋賀県）：昨年度に引き続きまして対策室におります秦と申します。よろしくお願いいたします。

白井主査（滋賀県）：同じく白井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

川端主任技師（滋賀県）：水処理施設の設計と維持管理を担当しております川端と申します。よろしくお願いいたします。

脇阪技師（滋賀県）：脇阪と申します。よろしくお願いいたします。

松村副主幹（滋賀県）：松村と申します。昨年度に引き続きよろしくお願いいたします。

建設技術研究所：二次対策工の設計を行っております建設技術研究所の と申します。よろしくお願いいたします。

建設技術研究所：同じく設計を担当しております建設技研の と申します。どうぞよろしくよろしくお願いいたします。

建設技術研究所：同じく中間処理の選別を担当しております と申します。よろしくお願いいたします。

司会：栗東市さん、よろしくお願いいたします。

竹内部長（栗東市）：皆さん、改めましてこんばんは。栗東市の環境経済部長の竹内と申します。

私、平成21年、22年と、このRD事案の関係で担当しておりました。今こうやって見ますと、当時からかかわっていただいている方が多くおられます。

先ほど堺井部長の挨拶にもございましたが、いよいよ二次対策工ということで、ここまで来られたのも、ひとえに皆様方の絶大なる御協力のおかげだというふうに感じてございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

井上課長（栗東市）：皆さん、こんばんは。市役所の環境政策課の井上でございます。昨年に引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

太田室長（栗東市）：皆様、どうも御苦労さまでございます。環境政策課産廃対策室の太田と申します。昨年に引き続き、今年もよろしくお願いいたします。

川端主事（栗東市）：栗東市役所環境政策課の川端と申します。よろしくお願いいたします。

司会：恐れ入りますが、協議会メンバーの周辺6自治会、赤坂、小野、上向、北尾団地、日吉が丘、栗東ニューハイツの6自治会の代表の皆様、もしよろしければ御紹介いただけるとありがたいです。お願いいたします。

住民：皆さん、こんばんは。赤坂自治会長の と申します。どうぞよろしくお願い致します。

住民：皆さん、こんばんは。小野自治会長の です。よろしくお願いします。

住民：皆さん、こんばんは。上向自治会の会長をしております です。私も今年で、ちょうど6年目に入ります。当初からずっとやらせてもらってます。

今回、私どもは皆さんの御了承を得ましたので、上向自治会としては私なんですけれども、一応、関係自治会という形で、この4月から役員が代わりました。きょうは総勢、全員ですけれども、10名で寄せていただいております。これからもずっと10人ということとは言えませんが、できるだけ出席させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

住民：日吉が丘の自治会長の です。よろしくお願いいたします。今年初めて参加させていただいております。よろしくお願いいたします。

住民：皆さん、こんばんは。栗東ニューハイツ自治会長の と申します。私も初めての自治会長で参らせてもらっておりますが、前自治会長や 理事長からのお力を借りて頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

司会：ありがとうございます。

本日、ちょっとお見えになられてないですけども、北尾団地自治会は昨年に引き続き、自治会長さんでいらっしゃいます。

本日、資料を用意しております。御確認ください。

1つ目が1枚目の表に、「(仮称)RD最終処分場問題連絡協議会 次第」と書いてありまして、2枚目に資料1、「旧RD最終処分場問題連絡協議会設置要綱(案)」という表裏のものが入っております。続きまして、3枚目の資料1-1「(仮称)旧RD最終処分場問題連絡協議会の考え方について」、そして4枚目が資料4「旧RD最終処分場二次対策事業 平成25年度事業計画(予定)」となっているものが、計4枚一まとめになっているものが1つ目の資料としてございます。

それと2つ目の資料といたしまして、A4の横長カラー刷りでございますが、資料2「旧(株)RD産業廃棄物最終処分場 特定支障除去等事業 一次対策工事の結果」となっているものがございます。

それと最後、3つ目でございますけども、A3縦長のカラー刷りになっております資料3「平成25年度以降の浸透水および地下水のモニタリング調査計画について」とある資料、以上3つでございます。

御確認ください。もし資料がないですとか、あるいは落丁があるという方がいらっしゃいましたら、取りかえますのでおっしゃってください。よろしいでしょうか。

それでは、次第により話し合いを進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

まず、次第の最初の議題、設置要綱（案）につきまして、県のほうから説明いたします。

参事：資料1と、それから資料1-1をご覧ください。まず、資料1-1のほうですけれど、これ3月21日の話し合いで、考え方について皆様に御了解いただいたと理解しております。この考え方に基づきまして、資料1の要綱（案）のほうを作成いたしております。

まず、趣旨でございますけれど、第1条、旧RD最終処分場問題について、周辺6自治会（赤坂、小野、上向、北尾団地、日吉が丘、栗東ニューハイツ）、栗東市および滋賀県は、次に掲げる内容に関する情報を共有して意見を交換するため、「旧RD最終処分場問題連絡協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

次に、2点について意見を交換するという事で、（1）が二次対策工事実施期間中の掘削等による周辺環境への影響確認、2つ目が、一次、二次対策工事の有効性の確認ということになっております。

それから組織につきましてですけれど、第2条、協議会は周辺6自治会の会員、栗東市職員および滋賀県職員のうち、それぞれ別表に定める者で構成する。

別表は裏に書いておりますので、別表で協議会の構成員ということで、周辺の自治会の各自治会から選任された自治会員、それから栗東市は環境経済部長、それから環境経済部環境政策課の職員、滋賀県は琵琶湖環境部長、琵琶湖環境部技監、琵琶湖環境部最終処分場特別対策室の職員という形になります。

次に、事務局につきましては、滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室に置くということにしております。

それから、この組織の中ですけれど、特に人数制限を設けておりませんので、各自治会、何名出ていただいても結構だという形になっております。

それから、協議会の運営方法でございますけれど、第3条、議事の進め方については次に掲げるところによる。

- （1）進行は事務局が行う。最終処分場特別対策室が行っていきます。
- （2）事務局が調査結果等の資料を報告し、意見交換を行う。
- （3）協議会は、公開とする、としております。

2番としまして、協議会は、原則として水質調査結果がまとまる時期に合わせ年4回開催とするが、周辺6自治会のそれぞれの代表者、栗東市または滋賀県から開催の要望があった場合は、臨時に開催するとなっております。

この4回開催につきましては、自治会のほうから6回にしてほしいという御意見がございましたんですけれど、資料1-1のほうで3番の（2）開催時期で、定期開催につきましては、水質等結果が出る四半期に一度開催するという事で、定期には年4回ということ、そのほか各自治会なり市なり県からそれぞれ開催の要望があれば、そ

の都度開催するというようにしておりますので、このままにさせていただきたいと思えますけれど、いかがでしょうか。

住民：説明の後、意見じゃないんですか。

参事：それでは最後まで説明させていただきます。

住民：もしそれやったら言いますけれど、年4回ということは3カ月に1回ですね。もともと二次対策工の詳細については、話し合ってみようということになってたんですけども、それをやろうとするとやっぱり年4回、3カ月に1回だけでは済まないんじゃないかなと思うんです。ですから年6回よりも、本当いけば毎月やらないかぐらいかなと、そのくらいと思います、負担ですけど。

ついでにちょっと申し上げますと、第1条の1番に関するところですね、私、ちょっとこの前のとき言うたんですけども、さっき申しました、この二次対策工の詳細について話し合いながらやりましようということになってると思うんですけども、そのこともちょっとここに明記できないかなと、そういうふうをお願いしたいなと思うんですけど。

技監：ちょっとお待ちいただいて、先に全部説明させていただいたら。

参事：全部説明してから。

3番、協議会において必要と認められる場合は学識経験者（以下「アドバイザー」という。）のアドバイスを受けることとし、次に掲げる事項に基づき実施する。

（1）アドバイザーは、旧RD最終処分場有害物調査検討委員会の元委員および必要な分野の専門家とするということで、元委員さんにつきましては、大同大学の東大先生以外の4人の先生方に、既に4月に依頼に行っておりまして、快諾していただいております。

日本工業大学の小野先生、それから弁護士の梶山先生、それから福岡大学の樋口先生、それから長崎大学の大嶺先生でございます。以上4名の方です。

（2）番としまして、アドバイザーに対する質問事項等は、あらかじめ協議会で話し合うこととする。

（3）原則として事務局がアドバイザーを訪問しアドバイスを受け、その結果を協議会で報告するとなっております。

（4）必要と認められる場合は、現地においてアドバイスを受ける他、協議会に出席を求め直接アドバイスを受けるものとする。

傍聴者の取り扱いにつきましては第4条、傍聴者からの発言は認めないとしています。

協議会の議事録の取りまとめにつきましては第5条としまして、協議会を開催したときは議事録を取りまとめ、遅くとも2カ月以内をめどに公開するものとする。

疑義の決定につきましては、第6条として、この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、協議会で決定するとしています。

附則としまして、この要綱は平成25年、きょう御承認いただければ、きょうの日付

でここへ入れさせていただきまして、きょうから施行したいというふうに考えております。

以上でございます。

司会：今の議題に対しまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

住民： の でございます。その内容に直接関係するかどうかちょっとわかりませんが、先ほど の方の御質問と非常に似ておりますが、私、前回、ちょっと所用で出席できなかったのも、質問が的を外れている場合があるかもわかりませんが、御指摘いただければと思います。

先ほども御質問がちょっと中途で出ておりましたけれども、従来は県と周辺、7自治会でございますけれども、周辺自治会との話し合いという形で、過去3年ぐらいですか、繰り返しやってまいりました。今回この協議会に、これは移行するんですか、今までの話し合いを。今までの話し合いでやってきたような内容も含めてこの協議会でやるのか、この協議会の趣旨を拝見いたしますと、二次対策工事実施期間中の周辺環境への影響確認と、それから2つ目に、工事の効果があつたかどうか、効果の確認ということですね。効果の確認というのは、工事が済んでからの話ですわな。

それで先ほど の方の御質問にありましたように、二次協定書にも、協定で我々が合意しておりますのは、二次対策工の基本方針のレベルで同意いたしておりますね。協定締結後その具体的な二次対策の内容について、引き続き打ち合わせを進めていくということになっております。そういう内容が、この協議会の中に含まれるんですか。それだったら、含めるのであれば、ここにそういうふうに、先ほどの御意見のように、そういう内容もこの趣旨に入れていただかないといけません。

これは名前だけ変わって、ずっと今までの話し合いをこういう名前を変えた形の中で引き継いでいくということなのか。あるいは、いや、これは目的はもうこれの目的なんだというのであれば、従来話し合いと並行して2本立てで打ち合わせをしていく。そういう点が、ちょっとよくわかりにくいんですよ。

あるいは、ついでに申し上げますと、平成25年度のこの二次対策の事業計画というのをあれしていただいておりますね。あれ見ますと、何か具体的な二次対策工事の内容の検討じゃなくて、もういきなり契約の準備に入ってくるというような形で、そうすると、もう二次対策工事というのはもう全部決まったんですか、決まってるんですか。詳細、実施計画はもう全部決まったということなのかということ、まずお聞きしたい。

我々がいただいている資料は、そんな総括的に詳細な内容を含めたものは入っておりませんし、一番最終いただいておりますのは、昨年の9月12日の第8回調査検討委員会の資料です。それと、その後で分別についての部分的な資料をいただいた。それだけであって、二次対策工事計画書、きちっとまとめたものはない。それはもうやらないんですか、もうあとは県に任せとけと言うんですか、その辺がよくわからない。

なぜいきなりこの連絡協議会、慌ててこれ持ってきてるのか理由がちょっとよくわからない。それは工事が始まる前にやっておこう、工事の環境影響調査は。それはわかります。それはわかるんですけど、何か趣旨と、今までの話し合いの継続性というのが、

何か途中でおかしくなっていてわけわからない。私、前回休みましたので間違っているかもわかりません。お教えください。

技監：この協議会は、今までの話し合いの会合を継続して行うものです。皆さんと協定を結ばせていただきましたが、協定書の第6番目を見ていただきたいんですけども、ちょっと読み上げますと、「甲は、二次対策工事実施期間中の掘削等による周辺環境への影響確認や、一次対策工事および二次対策工事の有効性の確認を行うことを目的として、甲、周辺自治会、栗東市および学識者で構成する協議会を設置する」と、この条項に基づきまして、新しく年度が変わったものですから早急に工事計画をつくらせていただこうと思って、ですからこの要綱(案)を出させてください。

ただ、今、さんがおっしゃるように、この協議会で話し合う中身については、今ほどさんがお話になられた2番、二次対策工事の具体的方法ですね、これは例えば例示してありますが廃棄物土の分別方法とか、埋戻しの判定方法とか、工事に伴う周辺環境対策等について、当然、話し合いを行うことになってございますので、この協議会のテーマとしてこのものが入るということは当然でございます。私どもはそういうふうに考えております。

住民：これは協議会でやるの。

技監：そうですね。

住民：それやったら協議会のこの趣旨のところ、それをちょっと書いていただきたい。

技監：ちょっとそこは工夫させていただきます。当然この協議会の場で、その話をさせていただきますと思います。

工事の中身については、先ほどメンバー紹介の中で建設技術研究所、コンサルタントさんの名前を紹介させていただきましたけども、今、中で検討を進めておるところでございます。まだ形が決まったものはありませんので、一つずつ形が決まっていくたびにこの場でお話を、資料を出させてもらって、その上で動くようにさせていただきますと思っています。今の時点で何か御協議に上げられるものがあるかということ、まだそこまでは言ってません。

住民：わかりました。そういう今までの話し合いで検討してたような内容も含めて協議会で検討すると。そうしますと、先ほどの方もおっしゃっておられましたけれども、工事計画がいろいろ意見交換の上でまとまって工事が始まりますと、また、それはそれなりにいろいろ問題が出てくる。さらに関連する調査も必要になるかと思っています。そうしますと、3カ月に1回ではちょっと足りない。必要があれば臨時ということなんですけど、じゃあもう臨時ばかり開催せないかんということになって、何か趣旨が今、中村さんがおっしゃったのと、何かちぐはぐな感じがするんですけどね。

技監：ですから今、私ども二次工事の具体的な計画を積み上げているところでございますけれども、今定期的に、こういうふうに分ができてくるかって、そこまでちょっといいないんですね。もう少し分ができてきて、しかも動き出したとなれば、これは定期的に、もう少しふやしていく必要があるかと思うんですが、今年分工事の前段階でございますので、どちらかといいますと、そういうものができてきて技術的なものが動くという格好になると思いますので、最低限、私どもが提示できる話というのは、今のモニタリングの結果については確実に提示できますので、それプラスアルファのところを実施させていただきたいと、そういう考え方でございます。

住民：この二次対策事業の計画が、来年3月までしか書かれていないわけなんです分、実際の二次対策工事というのは、いつごろからかかれる予定なんです分。

技監：今年度の後半からなんです。それは何かといいますと、選別施設とか水処理施設なり、そういうものを先につくらなければなりません。そちらのほうについては、先にかかっていく格好になると思うんですが、そこら辺の段取りについても。

住民：そういう必要な設備等々、先行してやらなきゃいけないものができて、それから具体的に例えば掘削であるとか、そういう具体的な対策の内容に入っていくわけなんです分、それは大体いつごろの予定なんです分。

技監：それは、ですから来年度に入ってからですね。

住民：来年度の何月から。

技監：ちょっとまだ時期までは。

住民：やはりそれまでに二次対策の具体的な実施計画を固めてしまわなければ、これは入るって入れないでしょう。今、コンサルさんのほうで、いろいろそのまともをやっておられるというようなお話なんですけれども、それはいつごろまでかかるんです分。そんなに時間かけるわけにいかんでしょう。

技監：夏過ぎになると分思います。

住民：それだったら少なくとも開催を、今年いっぱい分は3カ月に1回でいいというようなことは言えないんじゃないんです分。

技監：ですからお話申し上げてますが、まず、モニタリングの時期に応じてそれはやりますと。それプラスアルファのことは、今ほど申し上げました、計画がもう少し形になってくれば、当然、それは皆さんに御相談させていただく格好になってくると思いますので、いつにというのは、ちょっとまだ具体的になっておりませんので、ちょっと申し上げ

げにくいんですけども、それはプラスアルファとしてやらせていただくことは考えております。

住民：いずれにしても、何かちょっとちぐはぐな内容が感じられますので、やはり見てわかるような内容にしていきたい。今申し上げましたような、趣旨を限定されております。それとか開催の回数にいたしましても、もう少し内容を実態を踏まえた上で、やっぱりやっていただかないと、何かこれだけですと誤解しますよ。実施計画の細かいこととか、実際の現場の立ち会いだとか、それによっていろんな問題も生じた場合の検討なんか、もうそんなもんできひんと、この会ではやらないんだというような感じを受けるんです。

技監：申しわけないです。そこにつきましては3月にお示しました考え方と、それから先ほどの協定書を基づいて忠実にちょっとやったつもりで、少し細かいところまで言葉が足りないところがありますので、それはもう少し、先ほど申しました協定書の6番に忠実に書いたわけですけども、2番の部分も入れさせていただくなり、それから回数については、具体的に何回と言ってしまうよりも、融通をきかせてフレキシブルな書きかたをさせていただくというような考え方で進めさせていただきたいと思えます。

さんも、それでよろしいですかね。要するに4回に確定してしまうのではなしに、必要に応じてプラスアルファでさせていただくという考え方で進めさせていただきたい。

住民：私、個人的には必要なときでいうと、もうしないと思う、多分。必要なときでいうと、誰が必要として、誰が判断して、誰が招集かけるんかと、やりましょうと言うんかと、なかなか言いにくいですわね。だからある程度、やっぱり期日を決めてやりましょうと決めとくほうがやりやすいし、大きな問題がなくても互いに理解し合うということでは、こういう話し合いというのは役に立つんじゃないかなと思うんですけど。

技監：声を上げていただくのは別に県からでもなしに、皆さんのどちらからでも結構でございますので、それが必要だというふうに言っていただければありがたいと思えます。

先ほど申しましたように工事の計画については、具体化に今ちょっと形がまだ固まっておりませんので、当然その形が固まった段階では、皆さんと御相談させていただきたいと思えます。

住民：それじゃ、この内容を修正していただけるということなんですか。

技監：はい。今ほどの点についてはもう一度持って帰って、直したものを皆さんにお配りしたいと思います。

住民：よろしくをお願いします。

住民：今の持って帰って修正された案をまたお持ちしますというのは、3カ月後の話です

か。

技監：いえいえ。これは皆さんの自治会にできるだけ早く、例えばちょっとあれですけど、1週間か2週間ぐらいで持っていきたくて思ってますけど。恐れ入りますけれども、自治会の会長さんのお宅をお伺いして、必要な資料部数をお配りいたしたいと思います。もしお留守の場合は、ちょっと申しわけないんですけど、ポストの中に入れておく場合もあるかもしれません。後でまた御説明が必要だというふうにおっしゃっていただければ、私どもが出向いて御説明させていただきたいと思います。

住民：今の件ね、さんと は意見を言ってますけど、よその自治会さんはどんなふうに思われるのか、ちょっと聞いてみたいんですけど。

住民：この考え方の話が出たときに、 としては、開催に関しては自治会が要望したときにも開催してほしいという申し入れをこの場で発言したと思います。それを踏まえて今回、第8条2号は、それぞれの代表者から要望があった場合は開催するという形になっているかなと思うんです。住民側から要望があったときに開催されるんですから、別にこれで問題ないのかなというふうに思ってますが、最低限のことがその水質調査結果の4回であって、あとはもうフレキシブルにやれというんならばやる話だと思いますけれども。基本的には、これでいいというふうに私は考えています。

それからこの協議会がつけられる契機は、先ほど中村さんがおっしゃったように我々との協定書に基づいてるわけですから、その協定書の精神を具現化するためにこの協議会がつけられて、そしてその運営の設置要綱だというふうに理解してます。その意味で、趣旨のところの第1条の中に、二次対策工の詳細についての検討というものが、入ってもいいかなとは思いますが、書かれてないとしても当然入るものだというふうに理解しています。

住民：今の話ですけども、私どもとしましては年4回ということを決めつけるというのも若干の問題はあるんじゃないかなとは思いますが、かといって、じゃあ4回を8回でいいのか、あるいは10回がいいのかというのは一概に、ケース・バイ・ケースだと思いますので、県としての基本的な年4回というのは、これをあくまでも曲げてまでということは私どもは申しません。ですけども、やはりほかの自治会さんのこともありますので、いわゆるケース・バイ・ケースで開催されたらいいかなというふうには考えます。

司会： の自治会の方、お願いします。

住民：読ませてもらって4回、結果が出たときにいうことでしたので、あと要望があった場合はということでしたけども、6回言うたのは前期・後期あたりでいう形で言わせていただいたんですけども、やはり要望があった場合ということですけども、先ほど のほうからありましたように、要望していくというのはなかなか言えない部分もあります

ので、今までの経過からすると、やっぱりもう少し回数をふやしていってもらわないかんということは思ってたんです。

そういう形で、ちょっと提案させていただいたということと、それから自治会の場合は、またここで言う個別のことですけど、前の総集会のときにも来ていただきましたので、個別の池の問題については、ここでは余り出さないで自治会の総会のときに来ていただいて、説明をしていただくというような形で了解を得ていますので、それについてはそういう形で進めていっていただきたいと思います。

司会：ほか御質問等ございますでしょうか。

住民：やはり年に4回は最低限やるという話はわかります。それは多分、そういう資料についても県のほうが集めてくださるんだろうと思います。ただ、周辺自治会が例えば何かやりたい、こういうことについて話し合いしてほしいんだけどと言ったときには、資料は誰が準備するんですかという話になってくるんです。そうすると、じゃあ自治会のほうで準備してくれなんて言われたらできない、簡単に。そうすると非常に話が持っていきにくくなる。こういう話をしにくくなるようなやり方というのは、僕はやるべきではないと思います。

ですからどちらかというと、もう少し回数を増やすのか、そうか例えばその会議の最後に、じゃあ次回、どういうテーマで話すことが何かありますかという形で、みんなのほうの各自治会からのいつも懸念事項だとか、考え、思っていることとか、そういうことを一応サーベイしてもらって、それを上げるかどうかというふうに考えてもらって、それが例えばだけが勝手に思っているやという話だったら、それはそれでやめてもらっても結構だし、そういう意味でいうと、ここに出てこられる皆さんの意見を聞いて、大多数の方が当然話すべきことだというふうに思われるんだったら、それは取り上げていただきたいというふうに思うんですけど、そういう進め方はいかがでしょうか。

技監：基本的に、先ほど申し上げましたように、皆さんから御要望があればということでございますので、それは私どもが御用聞きに何う形を考えてます。別に資料をお願いするということではなしに、第3条のほうを見ていただきたいと思うんですけども、第3条第2項ですね、事務局の調査結果等の資料を報告し意見交換を行う。これが原則でございますので、資料について皆様方をお願いすることは考えておりません。御要望があれば、御要望に即した資料を私どもがおつくりさせていただいて、それでお話をさせていただくということでございますので、皆さん方から提起された問題について、皆さんに資料をつくっていただくことは想定しておりませんので、できたら御疑問があるようでしたら私どもにお申しつけていただいて、それを皆さん方と、ほかの自治会の皆さん方とも私ども個別に回って、それで必要とあれば、そういった臨時の会合を頻繁に、フレキシブルに開かせていただくというような形をとらせていただきたいというのが、私どもの考えでございます。

司会：そのほか御意見、御質問等ございますでしょうか。

それでしたら、次の議題に。

技監：ということで私どもで、先ほど さんからいただいたような御意見に従いまして、少しこの要綱（案）を修正させていただいて、それを皆さんのところへお持ちさせていただく。それについては基本的には、

部長：ちょっと今、皆さんの御意見をお聞きして、文言という話なんですけども、このように変えてはどうかというのを提案させていただきたいんですが、第3条の2項、「年4回開催する」ということの前に、「少なくとも」年4回開催するが、というふうに加えると。

それと3行目、臨時に開催するという、この「臨時」という言葉を「随時」開催するという言葉で、皆さん方のお気持ちが入られるんじゃないかというふうに思ったんですけども、いかがでございましょうか。

住民：私はここはどちらでもいいと思うんですけど、むしろ趣旨のところの問題はどうなるんですか。そっちのほうが重要だと思うんですけど。

技監：私ども言わずもがなだと思っていた、協定書の2号ですか、二次対策工事の具体的方法というのは書いてなかったんですけども、明確にすべきだという御意見がございましたので、これは入れさせていただく方向で案をつくらせていただきたいと思います。

室長：今、中村技監が申し上げたとおりでございまして、もともと さんがおっしゃっていただいたように、協定書に書いてある連絡協議会ですね、これをそのまま持ってきたということで、別にこれ以外をはなからやるつもりはないということは、もともとそんなつもりもございませんでしたし、たしか記録によりますと、従前の話し合いの中でも、これしかやらへんのかというお声がありまして、いや、そんなことはありませんということ、お答えとしてその場でも申し上げたと思いますので、それを さんがおっしゃるようにわかりやすく、今、中村が申し上げたようにここの趣旨にも3番として入れるという形で、修正させていただくということによろしいでしょうか。

御異議がなければ、すぐ修正案を。

住民：年4回というのは、水質等のモニタリングの結果が出た都度やろうというのは、これはいわゆる周辺環境への影響調査でありますとか、対策が終了した後、効果を確認するために定期的にモニタリングをやっていただくわけですが、その結果が出たときということであって、あくまでもここに書かれている趣旨の1、2を前提に、これ回数を決められているわけですね。

先ほどいろいろ意見を申し上げまして、今回の見直しをしていただけるということですが、そういう協定の第2号等ですね、等とあえて言わせていただきますのは、その協定書に書いてある以外にも実際工事が始まりますと、いろんな範囲で私どもなり、県なりのほうで、お互い協議をしなきゃいけないという事態が多々出てくるかと思いま

す。だから過去、話し合いという形でやってきましたようないろんな諸問題、この事案に関するいろんな多面的な諸問題について、やはり取り上げていく会というのは必要なんですよ。

ここで協議会って、こんなに狭く範囲を決めてしまったら、この会では、そんな内容は話ができないというような形にもなるおそれもありますし、だからそういう意味で、この趣旨のところを増やしていただいて、その必要の都度、今、部長さんがおっしゃいましたように随時、必要な都度やると。あくまでもこの周辺環境への影響調査ですとか、モニタリングに関係するような検討については年に4回でいいわけですけど、趣旨が変わってまいりますと、そういうことは規定しないほうがいいんじゃないかというふうに思います。

室長：では第1条のところ、ちょっと今すぐ文言が浮かばないんですけど、今、さんがおっしゃったような趣旨が必ず、いろんな問題をここで協議するんだという趣旨が読めるような形で修正をさせていただきますので、ちょっとこの場ですぐ言葉が出てこなくて申しわけないんですけど、すぐに案をお持ちいたしますので、御了解いただけますでしょうか。ほかの自治会の方もよろしいでしょうか、今の形で。

では、その形で修正案をつくらせていただきますので、よろしくをお願いします。

司会：それでは、次の議題のほうに移らせていただきたいと思います。

2つ目の議題ですが、一次対策工事の結果についてということで、県のほうから説明いたします。

松村副主幹：横長の資料2をご覧ください。

1ページ目に、今回の平成24年度、すなわち平成24年8月から25年3月にかけて行いました一次対策工事の結果を、この冊子に取りまとめさせていただきましたので、今まで、昨年度の話し合い等で聞いた内容の繰り返しになる部分もあるかとは思いますが、取りまとめということで一応最後まで御確認いただきますようお願いいたします。

1ページ目、表紙に一次対策工事の主な柱が2つ書かれております。

1つは、特別管理産業廃棄物相当物を始めとする、原因廃棄物等と呼んでおりますが、これの掘削をいたしまして除去するというのが工事の1つの柱になっております。それにつきまして実施計画、これは二次対策工事ではなくて一次対策工事の、変更前の実施計画ですけども、その実施計画の内容およびその実際行った対策について、次のP1に取りまとめさせていただきます。

それでは、1枚めくっていただきまして、1ページ目、P1を見ていただきますようお願いいたします。

ここの上半分に、実施計画で定めました一次対策工事の内容について6つ挙げさせていただいております。その結果、どういうふうな対策を行ったかということを書かせていただいております。

1つは、掘削に当たって雨水等の廃棄物土層へ浸透することを遮断した上で、地下水

に汚染が拡散することを防止するというのを一次対策工事の実施計画に掲げておったわけですが、実際はどのようにしたかといいますと、雨天等、悪天候のときには掘削工事を中止しておりまして、掘削をしていないときにつきましては、シート等で仮キャッピング、ちょうど右下のほうに横長の写真が3つ並んでおりますが、掘削中の写真を見ていただきますとわかりますとおり、掘削区域をこのようにシートで囲っております。これは現地確認していただいた方もたくさんいらっしゃいましたので、その方も御確認いただいたところであるかと思えます。

ちょっと順番にさせていただきますと、実施計画の中で東側焼却炉、ちょうどこのページでいいますと真ん中よりちょっと左下のほうにあります、小さな図面がありますが、こちらの真ん中のところが東側焼却炉なんですけど、その辺の4区画、A・B・C・D区画、図でいいますと赤色で塗られている領域でございますが、こちらを重機によってオープン掘削して、もう直接掘削して原因廃棄物等に到達して、原因廃棄物等を除去するという形で実施させていただきました。

実際このA・B・C・D区画を掘削いたしまして、それぞれで全ての区画で中間の深さ、および最終の深さで2カ所掘りどめを確認していただきまして、その状況も確認いただいているかと思えますし、その実際に出てきました原因廃棄物等については、産業廃棄物処理の許可を受けた業者さんのほうで適正に処理を行っております。

下の表を参照いただきますと、このページの左下のほうでございますけれども、御存じかとは思いますが清水建設株式会社のほうで掘削工事を行いました。実際、その掘削に伴って出てきた原因廃棄物を運搬・処分したのは、大栄環境株式会社を始めとする3社の共同企業体の産業廃棄物処理業者さんです。

実際、掘削した量はどんなものかといいますと、掘削量をA・B・C・Dごとに体積で表しております。ここの左下にあります表の2列目に掲げておるのが掘削量で、トータルで10,531立米掘削をいたしました。

うちAとBの領域につきましては、当初、原因廃棄物等、有害物というふうに予想されてましたドラム缶およびそのドラム缶の中身が浸潤した土砂等、および医療系廃棄物およびそれが混じった土が確認されました。ドラム缶の数でいいますと79本、処理量は全部で1,017トンを場外に搬出いたしました。

Cの領域は掘削をしたのですが、結局、そういった有害な廃棄物等は見つかりませんでした。

Dの領域は事前の調査で特別管理産業廃棄物相当物として、トリクロロエチレン等のVOCが特別管理産業廃棄物の基準を超えておりましたので、これにつきましてはこのエリアで、10×10×3メートルを丸々掘削して、全部場外で焼却処分しております。この量が539トンでございます。

その掘削したもののうち場外へ搬出しなかったものというのが、一番右の列の左記以外でございます。Dの領域は一応全部場外に搬出しておりますが、A・B・Cの領域につきましては、掘削したものは、ちょうど右下の写真でいいますと、「掘削後」と書いてあるところの後ろにシートをかぶった山があるかと思えますけど、こちらのほうに廃棄物土を仮置きいたしまして、二次対策工で選別をした後、廃棄物と良い土に分けて廃棄物は処理するという形になっております。

それからA・B・Cの区画については、掘削領域でドラム缶等が確認された場合は、それらも除去するというにしております。

AとBの区画においては境界部において医療系廃棄物がありましたので、当初5メートルの深さまで掘削するということでしたが、それ以上の追加掘削を実施しております。ただしドラム缶とか、そのドラム缶の中身が浸潤した土砂というのは、境界部においては確認はされておられません。

A・B・C区画の掘削完了時に掘削面のEM探査を行い、磁化率が高いところがあれば二次対策工事で除去を検討するというにしておりますが、これは次のP2の右上のほうにあります。各A・B・C領域の底面をEM探査しましたが、磁化率の高いところは確認されませんでした。

掘削完了後は掘削箇所はキャッピングをして、雨水等が廃棄物土層へ浸透するのを遮断して、地下水への汚染拡散を防止するという対策をとりました。

これにつきましては、P1の右の一番下の写真ですね、掘削後の写真にありますとおり、A・B区画につきましては、黒いシートで掘削後からキャッピングを行っております。ちょっとDしか見えておりませんが、C・Dとも良質土で埋め戻して面一にしております。

実施計画の中で浸透水および地下水のモニタリングを行って、もし汚染拡散の兆候が見られた場合は作業を中断して、掘削範囲の変更等対策を行うということにしております。

これについては後でもう少し詳しく説明しますが、結局、浸透水、地下水とも、一次対策工事による汚染拡散の兆候は確認されなかったという形で取りまとめさせていただいております。

隣のP2につきましては、一次対策工事で掘削した廃棄物の状況、見に来ていただいた方もいらっしゃるかと思いますし、現地に来ていただいた方は写真等を掘削工事業者さんの清水建設さんが撮って掲示しておられましたので、知っていただいているかと思いますが、ちょっと改めて説明させていただきます。

試掘において医療系廃棄物ですとか、ドラム缶等ですとか、あと調査によって特別管理産業廃棄物相当物があることがわかっておりました。

それと右下のほうに、これは掘削前のEM探査の様子ですけども、これを見てますとA・B・Cの領域については磁化率が高い、すなわちこのEM探査の結果でいえば、赤色系統のこういうのが見えるところがあったんですが、実際掘削してみると、この矢印で示しているところの写真にあるような、ドラム缶ですとか、あるいはドラム缶ではなかったんですけども、特にC区画なんですけど、鉄筋が入ったコンクリート床板が見つかったということで、金属類等がこういった磁化率の高いところから出てきているのを見つけたところでございます。

3番目なんですけども、一次対策工事で浸透水への影響はどうだったかというのをP3に取りまとめさせていただいております。

調査地点は、掘削範囲というのはP3の左上の図に、緑色の点線で囲んでいる部分がありまして、ちょうど東側焼却炉の周辺でございます。これから旧の谷筋ですとか、浸透水の水位等で上流側の地点および直下流ですね、すなわち掘削範囲のすぐ下流の部分

2地点および最下流、処分場周辺部に近い浸透水で、3カ所の浸透水についてそれぞれ2系統・5カ所で測らせていただきました。

上流部は両方とも県E-2、一番南東側のところになってまいります。掘削範囲の直下として谷筋に従って県H24-オ-3(2)、それと浸透水の水位に従って県D-3のところ直下流に井戸を設けて、ここで確認しております。最下流のところ県A-3および県H16-5、2地点で浸透水の調査を確認させていただきました。

調査時期は、実際に掘削工事が始まる前の10月2日および11月3日の2回、掘削工事は11月15日から平成25年2月28日までやりましたが、その期間内に4回、掘削工事が完了して埋め戻しが終わった3月12日に1回、調査項目につきましては浸透水等で検出されている、あるいは基準を超過している物質を中心に12項目調査させていただきました。

当然、今も浸透水で基準を超えているほう素ですとか1,4-ジオキサンといった物質は、環境基準を超えて検出されておるんですけども、一次対策工事の工事前・工事中・工事後に従って大きな変化、および急激な増加を認めた項目というのはなかったです。

ただ、A-3の地点におきまして、工事後に若干増加した項目もあるんですけども、上流のH24-オ-3(2)がほとんど変化がないことから、これは一次対策工事の影響でなく、この地点特有の変化と考えて、そのように結論づけております。

最後に、一次対策工事のもう一つの柱であります既存の水処理施設を使って、新たに浸透水をくみ上げる揚水井戸を新設しまして、地下水への汚染拡散をできるだけ抑えるという対策をとりました。

これにつきましては、先ほどと同じく実施計画で規定していることと、その結果について、P4の上のほうに取りまとめさせていただいております。

浸透水の流向の下流に位置し、かつ、十分な量の浸透水の集水が期待できると想定される適切な位置に井戸を設置するということで、廃棄物土層の底部の地山の谷地形に沿った浸透水の流れ、および浸透水の水位面で下流に位置するそれぞれ1、2というところに新たに揚水のための井戸を設置してございます。地点でいうと、モニタリング井戸の県A-3と県H16-5とほぼ同じ地点に設置しております。その写真がP4の右の上2つになります。

浸透水はこれだけではございませんで、既に既存の水処理施設で処理していた、一番北西側にあります沈砂池の法じりにある既設のAからCの揚水井戸の水についても、従来から引き続き、くみ上げ処理を行っております。

井戸の設置に当たっては、廃棄物層の下に粘性土層がありますので、これを破壊して浸透水が地下水の帯水層に漏出することがないように施工するとしておりましたが、井戸の深さ等をコントロールしまして、破壊することないようにこの深さで設置を行っております。

井戸設置後は浸透水の浄化効果を確認し、効果が小さい、すなわち有害物質の濃度が低かったり、浸透水が枯渇するようなことがあっては効果が余り期待できませんので、井戸の位置の変更を行い、必要に応じて井戸の増設等を行うとしておりますが、現在、この2地点で、既設水処理施設の日最大能力である105立米を継続して処理するだけの揚水量を確保している。すなわち十分浸透水が確保できるところに井戸を設置して、

揚水処理をしているという状況になっております。

ということで一次対策工事の結果を、この冊子としてまとめさせていただきました。
以上でございます。

司会：すみません。議題2につきまして、御質問等がございましたら御発言願います。

住民：掘削量と場外処理量というところですけどね、例えばDやったら404立米、539トン、これの比率でA・Bとかも考えたらいいんでしょうか。その1,017トンというのは立米でいうと。

松村副主幹：掘削量に関しては立米で管理しますんですけど、廃棄物の処分というのは通常トン当たりで計算をするようになっているんです。だからすみません、容量という点でいうと正確なのかどうかわからないんですけど、ちょっと推定の容積を示してますのでちょっと出させてもらいます。

住民：いや、まあちょっと素朴な疑問で、6,800と2,300で9,000ちょっと掘ってもろて、どんだけ出したんかなという、そういう素朴なことを考えると、ああ、こういうあれやたら、ここはすかすかやったかもしれんし、もしかしたら、それでよくわかりませんが。

松村副主幹：体積でいうと12から13%ぐらい、大体、ちょっと推定値なんで若干のずれはあるかと思いますが、それぐらいになります。Dの領域は法面を除いて全部換算しております。

住民：これ課長が言われたDの場合404立米やろ、トンでいくと539トン、そうすると重たいもんやということやね。

松村副主幹：そうですね。

住民：その比率が、今言うてはるのは、AとBのその比率がどうなんか。要するに物はどいうものやったか、それによって変わってきますわな。それでかさが低いのに重たい、ようけ出したということは、かなり重たいもんやなど。ほなどういふもんやと、鉄の塊か何か、そういったもんが考えられるんだなど。素人考えなんやけど、どういふことや、これ。大体1立米1トンというふうなことで、まあそこそこあれなんですけれども。

技監：どちらかという、廃棄物ですので、比重は1よりも大きいんです。水が1立米1トンですよ、水より重たい。例えば1.2とか1.3とかあります。

ここの今見ていただきたいのは、この欄のもう少し左のほうへいっていただくと場外処理物と書いてますでしょう。そのDのところを何を出したかといいますと、これは皆さんも見ていただいたと思いますが、黒く浸潤したというか、油みたいなものがしみ込

んだ土みたいなもので、ですからこれは重たいんです。AとかBとかいいいますのは、これは要するにドラム缶とかです、あるいは浸潤土砂とかいろんなものが混じった状態になってるので、ちょっとA・BとDは違うということです。

住民：当然そうだとはいいますけれどもね。

技監：重たいのは土のものが多かったということです。

住民：ただ、あそこの現場を見た場合そういったもんやなしに、いろんな木くずやらそういったもんもあったさかいに、逆にもっとかさがあったんと違うんかなと思うんやけれども、それでちょっと私もそれちょっと疑問を感じた。

技監：かさでいいますと、かさは要するにあそこの面積を測って、要するに横幅と縦と、それから深さを測って、それがこの立米になってます。ところが掘り出すとかさはふえますでしょう、膨れるというか、ちょっとそこは実際地上に出した状態のかさと、このかさとはいち違っていると思います。あくまでも、あそこに埋まっている状態で、このぐらいの量があったというのが、この量です。

住民：だから仮置き、あるいは埋め戻しをされた量の重量がわかればいいんです。

住民：なかなかこれは換算が難しいと思うよ、物がわからんことにはな。

松村副主幹：一応10,531立米を全部掘削した中で、Dは全部持っていってますのでA・B・Cなんですけど、その中から廃棄物として出てきた量以外につきましては、これでいくと10,127立米ほどになるんですけども、実際は地べたにあるときの量よりも膨らんでおりますので、それが掘削後のところに置いてある仮置きの土となっております。

技監：一応これは結果の報告でございますので、これは残っている格好になりますので、皆さん方は修正事項があるようでしたら、またお家に帰って見ていただいて、必要な分がございましたら言っていただければ修正して、正式にこれは残していく格好にしたいと思っておりますので、これはきょうのところは御報告だけにさせていただきたいと思っております。

住民：注射針というのはどれくらい出たん、注射針。今まで注射器はたくさん出てきましたけど、点滴の瓶とか点滴の袋は出てきたんですけども、でも今まで注射針というのは直接は確認はしてないんですよ。それに対して今回は出てますか。

松村副主幹：注射針については極めて少ないんですけど、まれですけど出てきてます。それは量からいうと、今回、医療系の廃棄物の中にそれがあったわけなんですけど、医療系廃棄物は全部で806トンほど出ておるんですけど、この量と比較すると、もう極めて

少ない。何本かというのを数えるのは、ちょっと。

住民：結構何百本も出てきたとか、そういう単位ぐらいの単位なんですか。かさは、それはしれたらと思うんですけど。

松村副主幹：ほとんど医療系廃棄物で出てきているのは点滴の、今はプラですけど昔は瓶を使ってた、あの瓶と、それを支持するプラスチックの支持具、これがほとんどでして、針は、固まりであったとかいうのは、ちょっと僕が見ている中では記憶にない。ぼつぼつと散見はされましたけれども。そんなんを現場で分けたりすることはありませんし、実際に細かいものなんて見落としもあるんで、医療系のものにつきましても点滴類も何もかも全部掘削して、一旦仮置きした後、焼却処分しております。

住民：医療系は806トンと言われましたか。

松村副主幹：1,017トンのうち806トンです。

司会：御質問、ほかにございますでしょうか。もしなければ残りの議題にいかせていただきたいと思います。

続きまして3番目の議題、平成25年度以降のモニタリング調査計画について、県のほうから説明させていただきます。

川端主任技師：平成25年度以降の浸透水および地下水のモニタリング調査結果につきまして説明をさせていただきます。

今回の調査計画なんですけれども、小野先生や梶山先生を始め有害物調査検討委員会の先生方に御相談させていただきながら作成をさせていただきました。

1ページ目の図を見ていただいたらと思うんですけれども、浸透水のほうは、側面からk s 3の地下水に漏水をしております。また、底面からk s 2層の地下水に漏水をしております。

昨年度までは浸透水につきましては、常時モニタリングと経年モニタリングを実施させていただいておりまして、地下水のk s 2層について経年モニタリングを実施させていただいておりました。ただ、今年度からk s 3層のほうと経堂池のほうについても、モニタリングをさせていただくということになっております。

ページをめくっていただいて、上の2ページ目になるんですけれども、浸透水および地下水の経年モニタリング調査方法なんですけれども、これは昨年度と同じように滞留した孔内水を置換するために、孔内水の4倍量程度をくみ上げた後、水質の安定を確認してから採水をするということにさせていただいております。

過年度より悪天時のときは、ちょっと採水を中止させていただいております。

調査回数につきましては年4回、調査項目につきましては、浸透水の汚染の原因となっております廃棄物土の溶出試験および含有量試験を実施した項目を選定しておりまして、昨年度、7月、12月、2月に実施した21項目と同じ項目を選定させていただ

ております。もちろん水質に異常が確認された場合は、調査回数や調査地点を追加させていただこうと考えております。

続きまして、4ページ目にいかせていただくんですけども、まず、浸透水についてなんですけれども、現在もちょっと実施しております常時モニタリングを継続させていただくつもりです。これから二次対策を進めていくに当たり、廃棄物土層の掘削に伴い活性化すると先生方もおっしゃってまして、浸透水の水質が変動します。ですのでpH、ECを引き続き観測させておまして、異常がなかった場合は連続観測を継続させていただくと、異常があった場合につきましては、確認調査を実施して、対応策を検討させていただくということになります。

経年モニタリングにつきましては、現在、浸透水にはある程度層があるんですけども、上層と底面流れの下流に当たる、今の位置でいいますとA-3とH16-5のほうでモニタリングをさせていただいております。ただ、二次対策を進めていくに当たりまして、まず、廃棄物土層の掘削工事がございます。それに伴って、どうしても浸透水のモニタリング井戸が撤去されまして、その後、帯水層の遮水工事が進むこととなります。その後、浸透水の貯留層および底面排水管設置工事が行われまして、これによって、撤去された井戸の周辺に流下してきた浸透水を排水管を經由して貯留層に集水するということとなります。

近くにあります1工区で完了したときに、県A-3のモニタリングというのは、浸透水貯留層でモニタリングすることになると。そしてH16-5を含む2工区について完了したときには、浸透水貯留層のほうに、あわせてモニタリング位置が変わることとなります。

引き続きまして、ページは6ページに移るんですけども、まず、ks3層のほうについて、ちょっと説明をさせていただきます。余りにもこの旧RD最終処分場内に井戸が多いということもありまして、二次対策工事で掘削によって撤去される井戸というのは、ちょっと省いております。

まず、ks3層についてなんですけれども、一番右上にございます県H24-8(2)こちらのの上流で採水をさせていただきます。旧処分場周辺の下流に、ちょうど先ほど示させていただいたH24-8の左下のほうに、H24-S2(2)というところがございます。こちらと、その左下のほうにH24-2(2)というのがございます。そして右下のほうですね、H24-4(2)というのがございます。この3点で、下流(旧処分場周辺)で採水をさせていただきます。

そして下流でも最下流のほうですね、現在でも採水をしておるんですけども、県K-1で採水をさせていただきます。

ただ、一番上の上流側の県H24-8(2)なんですけれども、これちょうどks3層の集水域ぎりぎりのところにありまして、分析に必要な水量を採水できないということがございますので、水位や水温、pH、電気伝導度といった基礎的な項目について蓄積をさせていただくこととなります。

また、遮水壁の工事で、一旦、H24-S2(2)という井戸が撤去されることとなります。ですので、遮水壁の設置後に再設置を予定しておるんですけども、遮水壁直辺で設置を予定しておりますので、設置当初はセメントに含まれるカルシウムの影響を

受けまして、電気伝導度でちょっと効果が確認できないということもございますので、ここは梶山委員の助言を受けてるんですけども、遮水壁の透水性を確認するように井戸を設置しなさいというふうに助言を受けましたので、再設置を予定しております。

続きまして、ページをめくっていただいて、k s 2層のほうに移らせていただきます。

まず、上流地点ですが、ここは一番右上の部分でH 2 4 - 7というのがございます。その右下になるんですけども、H 2 4 - 6 (2)というのがございます。この2つでちょっと増減を見させていただきます。

そして旧処分場周辺の下流の地点ですね、県H 2 4 - S 2と、左下の部分の県 1というのがございます。この地点と、その右下にございますが、県 3 - 1という地点、この3地点で周縁のモニタリングをさせていただきます。

さらにその下流で、周辺になるんですけども、県H 2 4 - 2の部分、そしてその右、経堂池を挟むことになるんですけども、県H 2 4 - 4という2地点でモニタリングをさせていただきます。

そしてk s 2層とk s 3層が最下流では一緒になっておりますので、また県K - 1でモニタリングをさせていただきます。

その下になるんですけども、上流側で現在、平成23年度以降、有害物質は不検出になっておるんですけども、この県 4 - 1と県 4 - 2と県 1 - 1という地点で、井戸設置工事のときにヒ素が検出されたことがございまして、一応確認ということで今年度は確認調査を継続させていただきます。

そして確認調査の下流ということで、市 3という井戸がございまして、青が円の中に格子状になっている地点なんですけれども、こちらでは総水銀が検出されておりますので、ここも確認調査を継続させていただきます。

またページをめくっていただきまして、最後になります。経堂池の調査項目について説明させていただきます。

採水地点については、今まで栗東市さんが年1回調査されていた地点を、引き続き年4回に拡大しましてモニタリングをさせていただきます。

この測定項目については、農業用水基準の項目と、有害物質については浸透水で検出されている項目、鉛、ほう素、ふっ素を始め7物質の測定をさせていただく予定になっております。

以上で、説明を終わらせていただきたいと思います。

司会：議題3につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

住民：ページでいくと8ページ、地下水の関係ですけども、以前から私、ずっと何回も申し上げてきたんですけども、国際情報高校のほう側、昔、鉄塔があったほうですけども、こちらから にかけての地下水の場外の調査がないと。だから設置してくれということは再三申し上げてきたんですけど、今回もこの中でも全くないと。

地質では、ここが一番低くなっているんですよ。だからそっちへ流れているんじゃないかということをお私はずっと言ってきた。だけど今回も全くない。一体これどない考えておられるんでしょうか。何度も申し上げてきたんですけども。

技監：これについては、これも我々何度かお答えさせていただいたとおり、適地を探したんですが、それが無いんですね。したがって、そのところに梶山先生からの御意見をいただいてまして、遮水壁の外側につくってはどうかということでございますので、ここのネズミ色のラインがございますよね、ここが遮水壁のラインになりますので、その外側に井戸を設けるという格好で、調査させていただきたいというふうに考えているところでございます。

住民：どこに計画を書いているんですか、それは。このあたりは計画としてはないんですか。

技監：6ページをご覧いただきたいんですけど、右の下に6と書いてあるページ、表題は「地下水k s 3層およびk s 3 + k s 2層」と書いてあるところの真ん中あたりに、ネズミ色の太い線が入ってますが、このところに県H 2 4 - S 2 (2) (k s 3) と書いてます。これは再設置の井戸・・・

住民：これはk s 3ですから、3は上ですよ。私が言ってるのはk s 2のほうですよ。これでは地下水じゃないじゃない。

それともう1つは、この場所も言っておりましたけれども、もっと角の場所、情報高校側、ここが一番低いということを申し上げてるんです。なのにここがないと、これが問題だということを言ってるんです。

技監：先ほど申しましたように、そちらの情報高校側については、いろいろな適地を探したんですけども、それが無いということで、何とか場所ができないかということで、梶山先生とも御相談させていただいた上で決めたのが、この県H 2 4 - S 2 (2) の今の場所でございます。

住民：あの鉄塔があった場所は、あそこではどうしてできないんですか。

技監：これは土地の関係もございまして、

住民：土地の関係ていうのはどうしてですか。この経堂池の山のところはできて、ここはできないという、この理由は何ですか。どうしてできない。同じように山の中で。

技監：こちらについては御存じのとおりバイパスの用地の関係とか、あるいは私有地ということもございまして、なかなかあそこは設置ができないということでございます。

住民：作りたくないんじゃない。ここの場所だけじゃなくてもいいんですよ。もっと下でもいいですよ、はっきり言って。私は へ出てるんじゃないかということを懸念してるんです。だけどそういう案もなければ・・・。僕は鉄塔のここできると思ってる

んですよ、できないことはないと思ってるんです。

技監：それは私ども土地の利用について十分確認させていただいた上で、どうしてもそこは設けることができないという結論に至ったもので、これは従来から御説明させていただいたとおりでございます。

さんが御心配のように への地下水流出という影響を調べるのであれば、今の位置が、いわゆる遮水壁の外側でどうかというのが、梶山先生の御意見でございますので、これに従わせていただいたということでございます。

住民：調査というのは最初に出てるか出てないかを調べて、それから遮水壁したから結果はどうなったか、これが普通ですよ。頭からないところへ持ってきて遮水壁つくって、そして効果がどうのこうのと言ったって、もともとのデータがないんだから比べようも何もあらへん。

技監：ここに書いてますとおり、今、遮水壁によって水の流出が、当然水位をまず測るわけですけども、水位差を見ながら、要するに へ漏れ出してないかということを確認しなさいというアドバイスをいただいておりますので、そういう格好になります。水質というのは、漏れ出しがないということを確認していく。

住民：それさえもないでしょう、それさえもないじゃないですか。だって今の井戸がないのに、水位がどこにあるかなんてわかってないじゃないですか。処分場内ではあるけど、場外ではないでしょう。

技監：遮水壁の効果を見させていただくために再設置をするということでございますので、遮水機能を見るために両側で水位差を見ていくという格好になります。

住民：この道路がありますよね。この道路の端のほうだったらできるんじゃないですか。よく電信柱だって立つんやから、そういうところにボーリングしようと思えばできるんじゃないですか。

技監：ですから今の新しく再設置しようというところについては、敷地ぎりぎりのところになると思います。

住民：それだったら、これでは26年度以降に再設置予定。しかも浅いですよ、これは。私が言ってる深さと違う。これはKs3じゃないですか。

技監：一番問題になるのは、そこの部分で漏れてるのはKs3の部分ですので、確認させていただくとすれば、そこの部分、Ks3の確認ということになると思います。

住民：写真を私らは何回も見てますけど、こちらの鉄塔側が一番低かったんですよ、写真

で見てても、RD社のコンテナは背が高かった。私ら上からのぞこう思うたら、そのコンテナの上に登らな中を見られなかったぐらい背が高いんですよ。それが3段積んであって、その高さよりまだ深いぐらい深かったんですよ、この場所は、その写真で残ってるのが。鉄塔の横に道があったんですよ。その道よりもはるかに低かったんですよ、コンテナを置いてる位置が。だからここは深くなってるでしょう、前の地質のやつでも低くなってるでしょう。A3のところ辺は低くなってましたよ。だからここは低いんですよ。それなのに、このKs3じゃ高さが違いますよ。私らが言うてるのは、Ks2が汚染されてないのかということなんですよ。その影響がどうなのかということなんです、それを言ってるんです、何度も申し上げてる。

技監：その近辺の井戸のKs2層の水位のコンター図から見てみますと、Ks2層でへ流れてるといふ実態はないそうです。コンター図をまた示させていただきますけども、Ks2層において北尾側へといふふうなコンター図はないと。

住民：それも県から示されたあの大きな図がありましたよね、A3の、あれを見て僕も言うてるんですよ。同じ図面を見て言って、僕のほうは流れてると言って、そっちは流れてないというのはおかしい話やで。きょう資料を持ってこなかったから、そういうところを図を見せて説明できないのは残念ですけども、鉄塔側のほうが低かったんですよ、明らかに。

技監：ですから、そこはもう一度同じ図面で、共通理解をできるかどうか御説明をさせていただきますと思います。ちょっと今、私どもも同じデータを持ってないもんですから申しわけないですけども。

住民：いや、だけどそれを早く急がんといかんわけですよ。それはこの26年度以降に再設置の予定とか、しかもKs3やったらこれ意味もないし、もっと早くせんと、その遮水壁をやる前にデータをとっとかんと後からわからない。

技監：だから今のその近辺の井戸のはあります。それはデータをまた示させていただきますと思いますが、少なくとも鉄塔近辺に井戸を掘れということについては、これは従来から申し上げておりますとおり適地がないということで、それはちょっと無理でございます。

住民：無理だというのは、その場所がどういう理由なんですか。もう1回はっきり詳しいことを教えてください。さっき私有地であったり、それからバイパスができるとかおっしゃったけど、この場所もきっちり入ってるわけですか、その鉄塔の場所も入ってるわけですか。

技監：いろいろ探して回って、

住民：際まで入ってるわけですか、これは。

技監：いろいろ探して回ったんですけども、なかなか御協力が得られないことがわかりましたので、適地がないというふうに申し上げているんです。

住民：じゃあそれは国というか、そちらに働きかけたというか、問い合わせをされたわけですか。

技監：いろんなところにお話をさせていただきまして、ここの部分はどうしても無理だということがわかったんで、これは今までも説明させていただいてるとおりでございます。

住民：その横に道があるじゃないですか。これは市道でしょう。市が今管理してる道路でしょう。昔は観光の会社がやってたけど、今は市でしょう、この道は。そやから、そのところにボーリングを掘ることは可能でしょう。

技監：ですからそういった場所については、残念ながら利用ができないという形で、

住民：だからそれは市にも話しかけたんですか。

技監：それはこれまでから御説明させていただいたとおりです。

住民：いやいや、聞いてないですよ。そんな道路がどうこうなんて聞いてないです。

技監：要するに、この近辺については調査を行う時点、去年の時点でいろいろと調査しまして、無理だということについては、今までから御説明させていただいてるとおりでございます。

住民：いやいや、無理だ、無理だ言ってるだけで、詳細の内容なんていうのは聞いてないです、はっきり。どうして道路がだめなんかというのは、ようわからんのです。電柱だって立てれるもんが、何でボーリングできないんか不思議でしょうがない。

技監：これは御説明させていただいてるとおりです。

住民：結論ばかり言わないで説明ちゃんとしなさいよ、理由とか。結論ばかり繰り返すからこういう押し問答になるんでしょう。理由をきちんと説明しなさい。

住民：これ押し問答をいつまでもやってもしょうがないんで、きちっとした説明していただけるように準備してください。

住民：話を聞いてると、説明しろと言っても県側の言ってることは、ある程度説明は尽く

してるような気がするんだけど、県の説明は2つ理由があって、への地下水の流出というものは確証はない。ただ、確実にそれはない、ということは言えないだろうと。それが1つ事実の認識があって、もう1つは、ここは国道1号バイパスが通るので、その工事の兼ね合いもあって適地がないという問題があると。

そういう状況の中で専門家の先生方に聞いたところ、次善の策として県のH24-S2(2)ですか、これをつくるということで何とかクリアできるというか、ベストではないけど、ベターな形でこの辺のの地下水汚染については、把握できるんじゃないかというのが県側の意見なんだわ。

それに対してさんの意見は、それを超えるというかな、もっと真剣に適地を探せとかいう話になっていて、そこでもっと調べろというふうに言われても、県も困るんじゃないかなと私は思うんだけどね。さんも確かにのほうに地下水への流出がある可能性はあるということに対しては、多分誰も今、否定はできないんとは思いますが、その可能性の確実性がどの程度かという問題もあるし、

住民：それを調べるんじゃないの。

住民：そうだけどさ、県の立場もわかってあげないといけないし、

住民：わかってって、何がわかるんだよ。

住民：さんはどう、

住民：データがないからデータをとりなさいと言ってるんだ。

住民：絶対、だからこのあたりに調査井戸が必要だというわけ。

住民：絶対必要やと思うてます。

住民：絶対必要なのね。

住民：はい、絶対必要です。

住民：次善の策としての、

住民：私、自治会の中でも私は言いました、こういうやつで、

住民：わかるけど、次善の案では不十分だというわけね、もう1つの案ではね。

住民：そうです。

住民：それで言ってもしょうがない、水掛け論になっちゃうな、これじゃな。

住民：だから電柱が立てられるのに、なんで井戸を掘れへんのかと言うはるのやろ、そういう場所がないのかと言うてはるんでしょ。

住民：それについて結論として、結論でできひん、できひん、できひんばかり言わはるから、きちんとして出しなさいと私は言うてる。できないんだったら、ちゃんとその説明をできるようにして、例えば来月にでももう1回開いて説明していただければいい。

というのは、さんの言うてることは、さん自身の発言では非常にこれは重要で、急ぐ問題です。

住民：さんはそう言うけども、県のほうはそこは余り考えなくてもいいんじゃないかということで、それは科学的な認識の問題だから、ちょっと私は地下水動向の専門家じゃないから何とも言えないところで、そこでもう1回、中村さんが言うてるように、同じようなデータを突き合わせて、もう1回お話ししましょうと言うてるわけでしょう。それはそれでわからんでもないんだわ。だから、これをここでやっても、ほかの全体の話が先に進まなくなっちゃって、

住民：これが全体の話と違うんですか。

住民：いや、それはそうけども、それ以外にも話さなければならないこともあるわけだから。

住民：ここでとめるんだったら、どこで話できるの。

住民：いや、いや、それはそうなんだけど、それをもう少し何とか場を変えてできないかね、その議論は。

住民：場を変えて話すんですか、そういう話ですか、そういう話なんですか。

住民：だって我々は、さんには申しわけないけど、さんの言うてることの根拠も県の言うてることの根拠も素人としてはわからんのですよ。そこでお互い言い合っても、こちらとしては。

住民：前から私はみんなの前で、

住民：そりゃおっしゃってることはわかるよ、だから僕もわかるんだよ。の流出の否定はできないというのはわかるよ。否定はできないということはわかるけども、そこに流れてるという根拠もまだはっきりしてないのは事実なんだよね。だからその状況の中で、今ある条件の中で、どこまでできるかっていうところで1つの選択を県側はして

るわけで、それはある程度、私も理解できるよ。だからそれは微妙ところで、いくら言ってもしやあないという気がするんだよね。ちょっともう1回データを整理して、できたらこの話の前に、　　さんと詰めてもらったほうがいいかなと思いますけれども。

住民：今、　　の方はそう言われてるけど、よその自治会の方はどう思われてるか、今までの話を聞かれて。私はそれを聞いてみたいです。

司会：御意見ございますでしょうか。

住民：私は専門的なことは正直なところわかりません。別に逃げるつもりはないんですけども、ただ、こういう場の話し合いで私が言いたいのは、　　さんは　　さんの、要するにある意味で根拠があって言われてると思うんです。県側は県側で一生懸命それに対する答弁をされてるんですけども、ほかの自治会の方が、ちょっと言葉は悪いんですけど県側に立って話をするというのは、私はこういう場ではもってのほかだと私は思っています。いつもそれを言うんですけども、我々6自治会の要望というものは、やはり県にぶつけて、それに対する回答をもらうわけですよ。それなのに、あるところは県側の立場ももう少しわかってやってくれというのは、私は言葉はいいとは思いますが、私はそういうような立場でもものを見るというのは、いかがなものかなというふうに思います。

確かに我々6自治会から質問が出たときに、県側のほうとしては、やはりそれに対する100%満足できるような形で調査をして、今この場で答えを出してくださいということは私も言いませんけれども、だったら後日いろいろ突き合わせた状態で、その回答を持ち出そうというようなシステムというのを示さないと、こんなことを先ほどのどなたかの話じゃないですけども、押し問答をやり倒しても時間ばかりで、恐らく結論は出てこないと思うんです。

ただ、私が言いたいのは、今言いましたように6自治会のほうが、我々が一致団結した形で県にいろいろぶつけて話をしないと、ある箇所は県の立場もわかってやってほしいというような言葉は、私は賛成できない、というふうに考えます。

住民：かなり本質的な、今、提起があったと思うんですね、　　さんに関しては。これはこの　　の井戸をつくるかつくらないかの問題ではなくて、一番最初の、この問題連絡協議会をどう考えるかという、ここにかかわる話なんで、これはないがしろにできないと思うんです。

その立場で、はっきりここで申し上げますけど、ここは団体交渉の場ではありません。だから6自治会が県と交渉するような場ではないというふうに理解しています。同じ問題に対して、県と住民が協議する場であると。そこをしっかりと把握しないと、今後の話し合いが6自治会がまとまって県に対して文句を言うべきであって、県側の意見をわかるようなことを言っただけとはいけないというんなら、そもそものこの協議会の精神というか、本質みたいなものが、初めからボタンのかけ違いになると思うんです、そこははっきりしたほうがいい。この協議会というのは、団体交渉の場ではありません。県に対する住

民側の交渉の場ではありません。同じ問題を一緒にどうやって解決するのか、それを真摯に話し合う場であると。その点については　　さんもしっかり認識してもらわないと困るので、はっきりしたいと思います。

住民：認識して話してるんだよ、心配してるから話してるんだよ。汚染を心配してるんだよ、そのために言ってるんじゃないか。それだけの私は、

住民：違うよ。違う、違う。私が怒っているのは、6自治会がまとまって県に対して文句を言わなければいけないというのはあり得ないと思います。それぞれの自治会が、この問題をどう解決するのか真摯に話し合うべきだということです。それは間違ってますか。

住民：だから話し合いじゃないですか。

住民：それは理解してくれますね。私は　　さんが言ってることも理解しますよ。だから　　さんを否定はしてません。

住民：否定してる。

住民：否定はしません。県の言ってることも否定はしません。ただ、先ほど気になった発言は、　　さんの、そういう問題ではなくて、県側の立場を理解するような発言はやめてもらいたいというのは、それはおかしいでしょうと言ってるんです。

住民：それはどうしてですかね、私はそうは思わない。

住民：この協議会というのは、この問題を地域住民と行政が一緒になって話し合う場じゃないんですか。

住民：話し合いは話し合いやという認識は持ってますよ。でも、やっぱり我々がわからないところは県にぶつけて、それを調査して報告するのは県の役目ですよ。

住民：そりゃそうです。

住民：団体交渉とは思ってませんよ。団体交渉だったら、こんな状態じゃないですよ。それぐらいのことは私もわかってますよ。

住民：それがわかっていただければいいんです。

住民：けども今のそういう言い方は、私は憤慨する。

住民：なぜですか。

住民：なぜですかって、考えてみてもわかるでしょう。

住民：どうわかるの、私はわからない。この協議会というのは、この問題は協定をつくって、同じテーブルに着いて話し合おうということから始まった協議ですよ。その中で、それぞれの立場があります。　さんの意見もありますし、　の意見もあるし、それぞれ、　さんの意見もあると。それはそれぞれの中で話し合っただけです。ただ、専門的な話になったらわからないこともあるでしょうと。そしたら、それは資料を集めて話しましょうと。それぞれの主張はどういうものであるか再整理しましょうと、そういう話をしてるだけです。私はどちらの肩持つか言いませんよ。ただ、目指すべきなのは合意なんです。合意をつくるために、どういうふうな話を、議論を筋道立てて積み上げていくのか。それをみんな考えなくちゃいけないでしょうと。

住民：それをしてるんですよ、それをやっています。

住民：いたずらに反対を言ってもしょうがないんで、

住民：反対なんかしてませんよ、してくださいと言ってるんですよ。なぜできないんですかと言ってるんですよ。

住民：だから　さんの言ってることは、水掛け論になってるでしょうって言ってるんです、ずっと言ってることです。

住民：　さん、違うと思いますよ。県の方は、結論として、できない、できないを繰り返されてるから、例えば市のところに電柱が立ってるのにどうして井戸が掘れないんですか、だったら井戸を掘れない理由というのは、例えば市のほうが許可しないとかいうことがあるんだったら、そういう説明をしてくださいということなんです。結論として否定されている、なぜその結論に至ったかということを説明してくださいと。

住民：いや、中村さんは今データを持ってないから、どういう状況の中であったのか、また話しましょうと言ってるんですよ。

住民：だからすぐ出ないんだったら持ち帰っていただいて、きちんと整理していただいて、1カ月後でもいいから話して説明していただきましょうと、僕はそういう提言をしてるんです。

住民：そこでいいんですね。そしたら次の話にいきましょうよ。

住民：それでいいですよ。

住民：OK、そしたら先いきましょうよ。

住民：そら、ないもん話してたってしょうがない。

住民：そうですね。

住民：説明してもらってあれがないんやから。

住民：それが理解いただければ結構です。

住民：県の方は、それでいいですか。

住民：だけど頭ごなしに、できない、できないでは納得できないんで、

住民：それは中村さん、いいよね。

技監：とりあえず同じ土俵に立たないといけないんで、少なくとも私どもが話すデータと さんのデータとの突き合わせを、ちょっと個別にさせていただきたい。そこからスタートになります。

住民：そうしましょう。

住民：4ページ、浸透水の調査で、県A-3と県H16-5、これが掘削等によって井戸が潰れますので、以後、貯留層で採水するということになるんですけど、貯留層というのは集水口をずっと張りめぐらして、ほとんど処分場内の水を全部ここへ入れるわけです。そこへ入れますと希釈されて、何をやってるのかわからないということにならないですかということです。

今までの継続性というのは全くもちろんなくなりますし、新しくやって処分場全体のトータルのあれを見るというんだったらわかるんですけど、A-3はA-3なりに意味があったわけです。県H16-5についても意味があったんですね。これやったらもう全然継続性もなくなるし、こういうのはどういう意味があるのかということです。

主任技師：実際、浸透水の井戸で調査をするということになると、ある一定の範囲の、ということになります。この浸透水の貯留層で見るということは、 さんのおっしゃるとおり平均化されてしまうことにはなります。ただ、できるだけ浸透水全体の状況を見たいですし、それをくみ上げて処理をして、ということを考えていきますと、今回、掘削で取れない部分は残置するという形になるんですけども、それを、雨水が浸透してそれが浸透水となって、その浸透水を水処理をして安定化させるという、残ったものには、そういう方針で進んでいきますので、それを考えると、平均化はされてしまいますけれども全体の浸透水を把握したい、というところが大きな目的となっております。

住民：それしかしようがないのかなと思うんですけど、今までのデータとの関連が、当然何もとれなくなってしまう。

主任技師：そうですね。ただ、そのA - 3自体が、

住民：それでこれ全体の、処分場ほぼ全域からの集水ですから、もう薄まってしまっても出てこないんじゃないかなという懸念はあるんですけど、それはどうなんですか。

主任技師：それはどちらをとるかというところで、

住民：意味があるのかなのかという。

主任技師：集めてきた浸透水の状況を見るという観点では、メリットがあると私は思っております。ただ、局所的に濃いところを見れるかと言われると、やはりそこは難しいという点は否めないと思います。

住民：この貯留層は、蓋はどのようにされてるんですか。

主任技師：蓋はできるような状況になっております。コンクリートの槽になっております。

住民：いや、槽はわかります。上は、

主任技師：上も、今ちょっと設計段階でもあるんですけども、

住民：蓋はあるんですか。じゃあ雨水は入らないんですね。

主任技師：基本的に入らないです。

司会：よろしいでしょうか。ほかに質問等はございますでしょうか。

住民：もう1つ、この集水枡の上に蓋はされているんですか。

主任技師：青で斜線になっているところでしょうか。

住民：集水枡じゃないわ、要するに経路。

主任技師：蛇腹管になっておりまして、そこに浸透水が入る、

住民：蛇腹管になっていて、穴がついてることなんですか。

主任技師：大きなコンクリートの、集水の管になっておりまして、そこに大きな穴が開いているんです。

住民：いや、コンクリートでやるんですか。蛇腹管じゃないんですか、有孔管じゃないんですか。

主任技師：いや、この青の、

住民：いや、青のところはいいんですけど、この流れてくる経路。

主任技師：流れてくる経路ですか。流れてくる経路のほうは、

住民：どうやって集水していくんですか。

技監：蛇腹です、穴あきの蛇腹です。

主任技師：有孔の蛇腹です。

参事：管を引いてきて、ここは多分砂利みたいなことになっていて、これ集水管を立ててくみ上げるということです。

住民：こっちはね、それはわかるんですけどね。

司会：ほかございませんでしょうか。

なければ、 の K s 2 層の問題は、ちょっともう 1 回データ等をそろえて新たに議論する、あるいは説明するという形にさせていただきます。

住民：つくるんだという目的でやってほしい。ただ単にこうするんやじゃなくて、やっぱりここで必要だよということやると、努力するというようにしてほしいんです。

技監：これまでの経過を さんに説明させていただきます。それからちょっと考えさせてもらいます。

司会：今、 さんが言われた、その点以外の点については、これで一応やらせていただきたいと思いますので、ほか御質問等ございますでしょうか。

最後の議題になりますが、4 番目の議題、今後のスケジュール（協議会、二次対策工事）について県のほうから説明いたします。

平井副主幹：それでは 2 5 年度の事業計画（予定）と書いておりますけれども、説明させ

ていただきます。

先ほどからいろいろ御意見がございましたが、一応、今ここへくるまでの時点の計画という形で説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、1行目です。二次対策工事、これは平成25年から平成32年までの予定で、今計画をしている工事です。

今現在、設計をしております、一応予定では6月末に設計が終了する予定となっております、引き続き、入札手続に入らせていただきたいというふうに思っております。一応、議会で議決する案件となりますので、10月半ばぐらいに仮契約をした後、議会の議決をもちまして、12月下旬ごろ本契約にしたいというふうに思っております。

実際に契約ができましたら、まずは工事の水処理プラント、もしくは選別プラント等の設計にまず入らせていただきまして、引き続き26年度以降、それらの設置工事のほうに入っていきたいというふうに考えております。

上で書いております廃棄物掘削につきましては、3月末に一次対策工事でボーリングを最後やりましたけれども、そこで見つかった区画につきまして、先ほどの選別施設ですとか、水処理施設のプラントを設置します下に見つかっております部分の一部でございますので、先行してそこを掘削をさせていただいた後、埋め戻した上にプラントを設置する予定をしております。現地で工事に入ります時期としましては、年度末から26年度当初にかけて、まずここは先行させていただきたいというふうに考えております。

続きまして2段目、二次対策工事の運搬処分業務委託でございます。

これにつきましては、今、一次対策工事等で場内に仮置きしてあります選別土等の運搬処分土も含めまして処分する部分でございます、今年度末ぐらいから入札の手続を進めまして、来年度、早い時期に契約をしまして、処分場の上の部分ですね、これをきちっと片づけていきたいというふうに考えております。

3番目になりますけれども、溶融炉建屋等の解体工事でございます。

これは旧RD社が設置しました建屋ですとか建物の残っております部分につきまして、工事の支障になりますので、それを撤去するものでございまして、今、解体工事の設計の契約ができたところでして、これからその設計に入りまして、今年度後半で、その解体工事の契約を結びまして、今年度中に上の建屋は撤去していきたいというふうに考えております。

その次の行でございますけれども、一部その建屋等を解体する中にごみが残っております、それらを処分する委託を一部発注させていただく予定をしております、これにつきましては、今の予定ですと8月中に除けまして、その後、建屋の解体に入るといようなことを考えております。

その下になりますけれども連絡協議会、きょう第1回目ということで開催をさせていただきました。以降、一応4回というふうにご書かせていただいておりますけれども、先ほどのお話等ございましたとおり、随時開催していく予定になっていこうかと思っております。

最後に、周辺環境モニタリングです。

これは年4回、定期的に今まで実施させていただいていた分の予定でございまして、今後も年4回、一応書いてございましてすぐの時期に、実施をしていきたいというふう

に考えております。
以上です。

司会：議題4につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

住民：2点あります。1点は、さんざんこの問題に関しては、県は情報を隠してきたという歴史がありますね。我々は何度も情報公開請求をしたにもかかわらず、元従業員の証言等を隠してなかなか開示しなかった。その理由は何かということ、県は一貫して責任追及上の支障があるからという理由だったわけですね。それはどうなってしまったんでしょうかということです。

つまり、これまでも元従業員の人から聞き取り調査をやって、そして責任追及をやって、これに投入された税金は少しでも回収するんであると、それは県民のためであるというスタンスでやってきたはずなんですけども、そういう責任追及、この改善費用の徴収、このスケジュールが出てないということはどういうことですか。もう諦めたんですか、放棄したんですかということをお聞きしたいというのが1点あります。

それから、もう1つの問題としては、これは知事もこの処分場は県有地化すると言ってるわけなんですけれども、県有地化計画が何も出てない。どの段階で県有地化するんですか。それについてのスケジュールが何も示されていないのが大変不安なんですけども、それについてお聞かせ願いたい。

以上2点、お願いします。

室長：情報を隠してきた歴史があると。まさにそのとおりでございます、申しわけないことでございます。

今おっしゃっていただいた2点につきまして何も責任追及を諦めた、そういうことは全然ございませんで、引き続き責任追及をやっていく、費用求償をやっていくという計画はもちろん持っておりますが、いつ、この時期にこれをやるというのが、なかなかできるような内容ではありませんので、ちょっとあえて今回は書けませんでしたけど、まあ言うたら、矢印をずっと年間を通して書いてやっていきますというのが1つです。

それと県有地化の話でしたけど、これもいつまでにこれをやるというのは、なかなか言える内容でございまして、ただ、今年度は境界確定のための用地測量を予算化しておりますので、今年度それに着手するのは確実にやります。ただ、いつ県有地化できるかということ、御存じだと思いますけど権利関係が非常にややこしい。例えば根抵当権がついたままでなかなか解除にに応じてもらえないとか、ずっと交渉をしてるんですけど、なかなかに応じてもらえないという状況が引き続き継続しております、いつやるということが書ければいいんですが、これもずっとやっていきますということしか言いようがないという事情もあって、今回書けなかったということもあるんですが、決してやらないとか、諦めたということではございませんので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

住民：今はっきり県が情報を隠していたということを認めてくれたのは、ちょっと驚きで

したけれども、

室長：ちょっと言い過ぎました。

住民：ようやく歴史を正直に認識してくれたなというふうに思います。

まず、責任追及に関しては、現時点でどこまでいってるのか、それ全く我々は聞いてないんです。やってる、やってるっていうて、ずっとやってるって言うてるけども、どこまでできたのかという報告が何もないので、これしっかり報告を次回までにしてください。

それから用地測量の話も今初めて聞いたんで、県有地化に向かって用地測量を着々と進めているんだったら、それもちょうと書いてください。この時期までに用地測量を完了するなり、それも必要だと思います。

室長：わかりました。ちょっと資料ございませんでしたけど、次回には必ずそういうことも含めた資料を提出をさせていただきます。

なお、責任追及でございますが、費用回収は一応進めてるんでございますが、現在まで回収できた費用は190万円ばかりです。現在も毎月1万円ずつは支払われているんですが、今のところ財産調査をしています、今のところこれ以上は出てこないという状況ですので、なかなか思うようには進まないというところです。

それとRD社が、まだ破産手続が継続しておりますので、この破産手続が終了した時点には、約700万円ばかりは返してもらえらるであろうと管財人のほうから聞いております。現在はそのようなことでございます。

住民：25年度の事業計画は大体わかるんですけど、二次対策工事に平成25年度から平成32年度までと8年あるんですけども具体的にどういう。例えば平成25年度については、こういうふうに挙がってますけど、その次の26年度はどういうことをされるのか、わかってる範囲で、おおよその。県有地化の問題もそうですし、先ほど さんが言われたこととかあって、どういうことを8年かけてやっていくのか、わかる範囲で。

参事：ざっとということになりますけど、一応今年は1月から契約の実施に入りまして、1月、2月、3月は、もう選別プラントの設計、それから水処理施設の設計、それから廃棄物の掘削を3月ごろ予定しております。来年度は選別プラントの建屋を建てると、プラントをつくと、それから水処理施設についてもつくる予定にしています。

それから北尾側の鉛直遮水壁、これも来年度、3月以降になると思いますけれど、それをつくって、再来年度ぐらいからですか、北尾側のところの一番低いところの部分の掘削等に入りまして、掘削等が全部終わるのは30年ぐらいまでに掘削等が終わりまして、31年、32年で覆土等を行って、最後、仕上げして終わるというようなことで今予定しておりますが、細かな工程計画はわかっておりませんので、それがまたできましたら報告させていただきます。

住民：さっき話し合いのことが出てましたね。やっぱりその話し合いをやっていくには、その年度、年度で、こういう計画があるということを出していただいて、そのときに予想される問題がわかりますわね。それについての話し合いをこういうふうは何回かやっていく。

参事：それは随時させていただきたいと思います。

住民：そういうなんもまあまあ、私らもずっとこの問題にかかわっていくかわかりませんので、できるだけ見通しというんですか、そういうのがわかるようにちょっと出してください。

参事：わかった段階で、随時お出しさせていただきたいと思います。

司会：ほかにございますでしょうか。

住民：ちょっと今年度から出てきたので、理解が正しいかどうかわからないんですけど、資料4の今説明していただいた25年度の事業計画の二次対策工事となると、これの設計・積算が4月から6月、これができてしまったら、この内容を変更するということは非常に難しくなると思うんですよ、そういうふうな状況になる。もう7月からすぐ入札に入る。内容を変更したら、入札の条件も全部変わるわけですね。ということは4月から6月にかけて設計をされた、そして積算された内容の変更は不可能になる。そういう状況になってしまってから説明、こうなりましたと言われても、住民側は意見を差し挟む余地がなくなってしまう、僕はそういうふうに乗ってます。

今回、資料1の設置要綱の中で、趣旨の中で第1条で、一番最初の話じゃないですけど、二次対策工事の内容、計画ですね、これもみんなで話し合うというふうにしましようと言われたんですけど、この計画でいくと設計・積算がもう今5月の半ば過ぎ、終わりですから、もう6月。それでもうぱっというって1カ月以上あいてしまったら何ももうわからないまま、みんなで話し合う時間がない、みんなの納得できるような説明を受ける前に終わってしまう。こういう状況になってしまうとちょっとぐあいが悪いんで、スケジュールをどういうふうにしていただけるんでしょうか。

参事：実は非常にタイトなスケジュールで動いておりまして、今、設計はまず途中なんです。これは随時、設計ができたものにあわせて積算等を始めてるんですけど、6月末ぐらいに設計のほうも最終上がってまいりますので、その段階では御説明させていただきます。その段階で設計変更できるものにつきましては、設計変更させていただきますし、どうしても間に合わない部分につきましては、入札が終わってからも設計変更という手続がございますので、その中で変更させていただきたいというふうに乗ってます。

技監：御存じのとおり協定書というのを見ていただいていると思うんですが、協定書の附属資料に基本方針というのがございます。この中で工事をどんなふうにするのかというの

で、それはもう6自治会の皆さんと了解をさせていただいてる、この基本方針ですね、これに基づいた形で工事の設計を今組んである。契約が、後ろが迫ってますのでね。そこの中の詳細な部分については、これから御説明しながらやりとりさせていただくというのが協定書の趣旨でございます。

基本的な構造ですね、どういうふうにするかについては、昨年度までの協定を結ぶ段階で、皆さんとの既に合意に至っているというのが我々の理解です。

住民：それは県が全部決めたものを、

技監：いえ、そうではございません。それは皆さんとお話をしながら有識者の先生方の御意見も伺って、それこそ何年もかけて基本的な考え方というのをまとめた。それに基づいて皆さんと協定を合意いただいた。

ですから骨格の部分で、皆さんと合意いただいた中身について設計を組んでるわけでございます、その詳細な部分については当然、協定の中で、これからお話し合いしましょうということになってますので、そこはこれから設計変更可能な、いわゆる細かい部分の話だという理解です。

繰り返しますが、基本的な部分については、もう皆様方の御了解をいただいている。これはもう図面等に落としてございますので、申しわけないですけど、また持ち帰っていただいて御確認いただきたいと思うんです。

住民：要は、それに基づいて設計を準備して出しますと、そういうことですね。

技監：それ字で書いてますけど図面等も、もう同じものを何回もかつて有害物調査検討委員会も過去3年間に8回やりまして、専門家の先生方の御意見を伺いまして、一々ここはこうするんだというところを詰めてきてまいってます。その上で、皆さんに協定で御了解をいただいたというのが我々の認識でございますので、それを基本にして今設計を組んでいるんだと。それから外れたようなことで設計も組めませんので、それを基本に設計を組むんだと。実際にそれをやる段になったら、当然変更が出てきますので、それはその折々に皆さんと御相談させていただきたい。先ほど冒頭に申しました随時というのは、そういうことでございます。

住民：わかりました。

そうすると、いつごろに次の会であるかという話ですね。

技監：ええ、ですが形が出ないことには、皆さんと御相談できない。先ほどからも申しますように、我々がネタがつくって皆さんに御相談をかける形になりますので、今そのネタをつくってる段階ですので、じゃあいつですかということになりますと、できるだけ早くはしたいですけども、ちょっとそこはお時間くださいということですよ。

住民：だから全貌が決定してからやるのか、例えば半分まで、ここまでは確定しましたと

いうところで説明されるのか、それやり方が問題です。

技監：ですから全貌は、もうそれはお示ししてありますので、今設計というのは何かということをお金を積んでるんです。この工事に何ぼかかるかいなということ。設計というと、設計図を書いているようなイメージを受けられるかと思いますが、お金がいくらかかってという、入札にかける段取りをしてるわけです。

住民：一応、二次対策の協定をつくる時に、あの方面をとってやりますと、こっちをとってやりますと、そういう大枠は私らも大体、ああそうですかって、まあまあしょうがないなということでやっていますので、あとやり方がどうのこうのまでというのは、私らもようわかってないんで、その辺は後で問題にならんように進めてもらうのと、後でこうやりましたと、いや、もう決まっていますんでと言われても、えっとかいうことがないようお願いします。

技監：どういうふうな順番でやっていくかにつきましても、3月の時点で順番の簡単な絵をお見せさせていただいてまして、どこから順番に掘削するんですと。例えば先ほど申しましたように、最初は水処理施設とか選別施設をつくらなあきませんと。その次は北尾側のところから掘削して行って、だんだん西市道側のほうへ掘削していきますと。そこで集水管を埋めますと。それが終わったら、今度は台地上の上の部分の有害物質を掘削して取るんですという段取りまで示しておりますので、それが何ぼかかるかいなと、入札にどうやってかけたらいいんかいなということは今やっているということです。

じゃあそれを今、さんがおっしゃったように、詳細な部分についてはどういうふうにするかと。これは皆さんと御相談をさせていただく。ですから基本の部分については、もう御了解いただいているというのは、これはもう皆さんとの合意事項でございますし、ここは変わることはないと思っております。

住民：みんな理解してへんで。

住民：全部理解してへんわ。実際ね、ちょっと大変申しわけないけれど、先ほど司会の方が、例えば二次対策工の説明をぱっとされたって、えっ、どこやる、どこやるって探してるうちに終わってしまう、僕はそういう段階なんです。非常に申しわけないんですけど、今年からまたこれにきてるんでね、じゃあ去年の分は全く無視やといわれれば、それはしょうがないなとなってしまうんですけど、納得はしない。

だから本当は、例えば二次対策工でペラペラとしゃべられた内容が、ちょっとした紙でも見て確認できれば、それは非常に安心できる、それだけなんです。

技監：またそれは個別にお渡しさせていただきます。

住民：いいですか、それに関連するんですけど。

私のほうからさんとさんにお聞きしたいことがあるんですけども、前回のこの

話し合いのときに、この二次対策工に関しては市民説明会が必要だという話をしていて、それに対して栗東市の武村部長は、検討させてくれという形で引き取ったと思うんだけど、それはそれでいいの、あれで。

そのときの話としては、この集まった地域の自治会と栗東市と県が共同主催して、市民説明会という形で多くの人に知ってもらって、そして意見を聞いて二次対策工を固める、具体化していくことが必要じゃないかって、そういう話をしてたと思うんだけど、今の中村さんの話だと、皆さんに御提示してって、結局、この場でどんどん進めるといような感じになっているんだけど、あの問題は、これでいいんでしょうかというのが、ちょっと傍から気になるんです。

住民：私、最初、元部長と、ちょっと言い争うぐらいそれ言うたんですけども、いつの間にか、正直に言うて諦めてしまったという状態ですね。というのは、そうして開いても果たして何人来てくれはるかとか、どういうあれがあるかというのものもあるし、正直に言うてこっちのほうでも、
でじゃあ皆さんに来てくださいて言っても何人来るかというのものもあるので。形としては、そういうきっちりしたところをやりたいというのは思っているんです。

というのは、そういう場を持って聞きたい方、質問したい方はできるという場を、小さくてもよいから持てるというような場をつくったらええんかなと。それをあんまり大きなところでばつとやるというのも、なかなか大変かなと思ってたんですよ。そやから余りもう言わんようになったんです。

だから私は逆に今思うてるのは、こういう話し合いするときに皆さん、傍聴の方は受け付けないとはあるけど、この前も言うてたけど、何かうまい手がないかなと。県のほうで、例えば終わってから時間を設けまして懇談をやるとかいう方法もあるかもしれんし、その途中にするという手もあるかもしれんし、そういう手も私は実は何かええことがあったらいいんじゃないかなとは思ってます。そういうことで、区切りとして、そういうことをちゃんと栗東市さんのほうからやってくれはるのは、大変いいことだとは今でも思ってます。

以上です。

栗東市：栗東市の竹内でございます。前任の部長から引き継ぎで、前回こういう話があったよというようなことは当然聞いてございまして、ただ、今、
さんなり
さんの意見があったわけですが、状況で当時、武村部長のほうは、すぐにでもするといような言い方じゃなしに、必要性は感じておるといような状況の中で、そういう必要性を現時点で感じておるので、今後また調整をさせていただきたいという趣旨で言ったと思うんです。それでその考え方は今も同じですので、今、
さんがおっしゃるように、この協議の場でどういう方向で、皆さんがやはりこれはどうしてもやっぱり市民説明したいなといような状況になれば、それはそれでやはり県さんのほうに求めていくといようなことになろうかと思うんです。今この時点で、やっぱりやりなさいとかそういうことは、今の私の立場ではちょっと言えないなといふふうに思っております。ただ、そういう方向になれば、やっぱりそういうことを求めていこうといことを

言わせていただきます。

以上でございます。

住民：この25年度計画の中に、それは入れなくていいですかね。皆さん、どう思いますか。

住民：この問題は、今、要するに地下水汚染、そしてみんなの飲み水に関する、そやからそういう危険を持ってるわけですね、そういう心配をしてるわけです。ということは、私たちだけの、この自治会だけの問題じゃないわけです、実際は。だけどころいう形になってしまったんです。けども、そのために除外された方々もたくさんおられる。その方々の意見を、全くくみ取れないような状態になってしまってるわけですよ。それで果たしていいのかと、私たちだけで本当に責任とれるのかという、そこら辺ですよ。

やはり説明会、それをしたからどうなるとか私もわかりません、はっきり言って。はっきり言って私ら除外されたんやから、もう行きたくもないわと言われるかもしれませんが、そらわかりません。けども実際はみんなの問題や、市民全部の問題なんですよ。大きく言えば市民だけじゃなくて、もう草津も関係あるかも、守山にも波及するかもしれない、はっきり言って琵琶湖にも関係するかもしれない、そういう問題なんです。それを私たちだけで本当に責任もってやれるのか、そういうことなんですよ。そやから、実際どういう結果になるかはわからんけど、やれるもんならやっていただきたいなという気持ちは持ってます、今も。そういうことです。

住民：　　さん、やるとしたらいつごろ。

住民：そこまで具体的には考えておりません。

住民：それはだめだよ。やっぱりさっきも言ったんだけど、県にああしろ、こうしろと文句言うんじゃないで、自分たちでこの問題を解決するために、もしやりたいんだったら企画してからいかなくちゃ。25年度の計画の中に市民説明会を入れるというんだったら、それはこの時期がいいということの問題提起してやるべきだと思うよ。そこまで言わないんだったら、多分、今の栗東市の態度を見るとやらないよ。

住民：多分そうです。

住民：それでいいのならいいけどさ。

住民：いや、いいこともないよ。だけど、いいこともないけど、今の状態で本当にやって、どれだけのもんができるんかなというのは僕もはっきり言ってわかりません。もうやはり時間が経ち過ぎたんで、本当にその人たちがもう冷めてしまってるかもしれんし、私もその人たちと話したこともないし、はっきり言ってあんまり後ろから手綱持たれるのは嫌いなほうなんで、余りしたくないなというのは本音なんですけども。けれども本当

にそれでいいのかなという気持ちがあるという、それだけは言っておきます。

住民：それほど積極的でもないんならば、じゃあ、この話は、また機運が盛り上がるころまで先送りという形でいいんですね。

住民：まあ今のところそれでもいい、みんながそれであればそれでもいい。

住民：わかりました。余計なちょっと心配したかもしれません。

住民：3月に、この二次対策の話をしましたか。二次対策工は、こうして、こうして、こうしてやりますというような話は。

技監：ごめんなさい、要するに今申し上げたのは、3月のときは、ちょっと私もあれだったんですけども、順番の話はさせていただいてと思います。

住民：そういう話は流れの中でこういうふうに、協定のときもこういう格好でやりますということをやったのは知ってますけど、何か3月にやったみたいな感じですが、よう覚えてないんです。

技監：何度も何度も同じことをやっていますので。申しわけないです、ちょっと私のほうの記憶も曖昧かもしれないです。

司会：ほか何かございますでしょうか。

それでは、その他。

室長：関連いたしまして、最初に問題になりました連絡協議会の要綱の具体的な案を今ちょっと考えましたので、書いたものがないんで申しわけないですけど、ちょっと聞いていただけますでしょうか。

設置要綱のまず第1条の趣旨のところです。今、1号、2号と2つだけ書いてますけど、この上に新の1号をつけまして、二次対策工事の具体的方法、これは協定に書いてあるそのままの文言を引っ張ってきます。そして今の1号を2号、2号を3号と順番に繰り下げまして、新たに4号というのを設けまして、その他二次対策工事实施に起因する問題等、ここでいろんなことが全部読めるというふうな条文にさせていただいたら、先ほどおっしゃっていただいた趣旨がくみ取れるのかなというふうに考えたんですけど、いかがでしょうか。よろしいですか。

もう1点、確認になりますけども、第3条の第2項、これ先ほど部長が申しあげましたとおりなんですが、今、「年4回」とあります。ここのところを「少なくとも年4回開催するが」としまして、あとずっと一緒に、要望があった場合は、「臨時」という言葉はちょっと語弊がありますので、「随時」開催するという形に変えまして、フレキシブルに何回でもやりますよという趣旨を読み込めたらなというふうに思います。

ちょっと書いたものがなくて申しわけないんですけど、これで御賛同いただければ、この要綱を、今の形で、本日をもって発効させていただくと、よろしいでしょうか。

住民：すみません。さっきの趣旨の4項目はどういう、ちょっと聞き取れなかった。

室長：もう一度申し上げます。「その他二次対策工事実施に起因する問題等」、もう一切合切ということで読んでいただければなと思うんです。

住民：二次対策工に起因する

室長：問題等

住民：問題等ですか。

室長：ですから、もとの1号、2号に限らないよということになるかと思うんです。

よろしいでしょうか。書いたものをもう一度もちろんお配りいたしますので、よろしくお願いします。

司会：その他の議題として、何かございませんか。

住民：自治会をちょっとやらせてもろてます といいます。1つ質問は、質問といおうか、要望というか、今の話は難しいのでわかりませんが、現実かどうかわかりませんが、ちょっとお話しします。

第一次工事をされましたその結果ということを見てもみると、影響があったということは余り書いてなかったように思います。そういうのは栗東市の環境の方のほうが、よく知っておられますと思いますんですけど、六地藏地先のほうの農協が使用しております低温倉庫と、そして工業技術センターの処理池か、何かちょっと名前がわかりませんが、その横のこのヒノキ、杉林が5、6本枯れてる現象が起きております。それは浸透水によるものか、硫化水素によるそのガスか何かはわかりませんが、専門ではないので。そういう影響で、工事を行うまではそんな影響なかったんですけど、その第一次工事されたときのそういう影響かなと思うて、木が枯れているということを現実知って、一番わかるのは栗東市の環境のほうがよく知ってるんでしょうが、その地先のところを1回見ていただいたらどうかなというふうに、私は御意見として意見を述べさせていただきます。

以上。

部長(栗東市):今意見をいただきましたので、その場所をまず確認させていただきまして、それが何に起因するかというのを県とも協議させていただいて、また何らかの形で回答させていただきたいと思います。

住民：この有害物質、不検出となっておりますけど、この9ページね、けど浸透水で総水銀が出たところがあるんですけど、その浸透水も調べておられるの。浸透水じゃなくて浸出水、外へ出てる水があって、そのときには総水銀が****、もうそれは、後々調べてもらえてるの。

技監：どの資料ですか。

住民：資料が一番最初のころです所以现在はないですけど、

技監：浸透水中の水銀ですか、

住民：浸出水、この土手のところにあるんです。工業技術センター側に土手があって、

技監：ああ、その土手へしみ出してる水ですか。

住民：その手前のところに浸出してた。

技監：ちょっと浸出水というと紛らわしいので、要するにしみ出した水ですね。浸出水というと、ちょっと管理型処分場の水のことになってますので、ちょっと違いますので、要するに土手からしみ出した水ですね、

住民：そうです。

技監：それは調べてみます。

先ほどの件で確認だけさせておいていただきたいんですけども、工事中に硫化水素の濃度は常時測っております、これは問題がございませんでしたので、ちょっと今の木の問題はまた調べさせていただきますけれども、硫化水素が出てるという状況はございませんでしたので、そこだけは確認させていただきたいと思います。

司会：時間も参りましたので、

住民：今回、会議の案内、15日にいただいたんですけども、ホームページに載ったのは23日ですね。もっと早く載せていただくとありがたいなと。皆さん、見はる方は予定もあると思うんで、ちょっとできるだけ早目にしてもらおうとありがたいとは思いますが。

住民：それからもう1つ、随分最初の話に戻ってしまうんですけど、傍聴者の取り扱いということで、傍聴者からの発言は認めないとありますが、傍聴者には2つあると思ってたんです。もうこうやって来てる中で、例えば記者の方もそうですし、例えば今ここには来られてませんが、例えば任意設立団体の方も来られたんです。その方も多分、傍聴者になると思います。ただ栗東市の中の栗東市の市民の個人が心配して来られて、

意見が言いたいというところも口を塞ぐんですかというのは、ちょっと心配してるんです。

技監：その件に関しましては、

住民：既に結論が出てますというのは言われると思ってますけども、

技監：この会合の中で、皆さんと合意の中でそれ決まった話なんです。我々がじゃなくて皆さんとお話をしながら、この協議会というのは要するにこの協定に署名された方々とのお話を進めている会合ですというのが前提でございますので、ちょっとそこは御了解賜りたいと思うんです。いわゆる去年までの積み上げの中で、そういうのが決まってきたということなんです。

住民：じゃあ例えば非常に大切な意見を持っておられる方がいらっしゃっても聞かないと。そういうことですね、結論としては。それはそれで結構です。私はそれ以上言うつもりはありません。

技監：3月の時点で、そういうお話がある方がございましたら、直接、私どもの部屋のほうにお出ましいただきたいというふうに申し上げております。

住民：栗東市民の権利というのは一人一人が持ってるわけですから、それまで

住民：　　さん、一応それ議事録で、議論した話なんで、議事録を見た上で、その上でまた御意見があったら言ってもらえばいいと思うんですけど、もう1回この話が繰り返される形となると思います。

住民：先ほど23日に、きょうの会合があるというのがホームページに載ったという話ですけど、確かに23日の「eしんぶん」ののところを見ると載ってるんです。ところが県のホームページを見ると、17日になったまま月日が更新されてない。だからここだけ見ると見落とします、私、見落としました。これ過去に、今回だけと違って何回もありますので、これは滋賀県のシステムのエラーじゃないかなと思います。対策室が更新したのに、更新の月日が17日のままです。***。だからこれはまずいですよね。仕様だから、17日だけを見てあんた悪いんじゃないかというのは閲覧してる人に悪いですよ。私も何日か後に気がついたんです。「eしんぶん」を見にいった初めて、ああ、載ってるじゃないのって気がついたんです。

司会：ちょっとシステムの問題があるかとは思いますが、ちょっと。

住民：今説明されたんでね、何で17日なのかという理由はわかったんですが、それはまずいわ。

司会：すみません。それではこれで本日の協議会を終わらせていただきたいと思います。
本日はお忙しい中を御出席いただきまして本当にどうもありがとうございました。